

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 6 )</b> ( 15.2 定 )			
<b>日 時</b>	平成15年 7月 3日(木)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 4時45分
<b>場 所</b>	第 2 委 員 会 室		
<b>議 題</b>	付 託 案 件		
<b>出 席 委 員</b>	小林委員長、高橋副委員長、横田・大橋・森井・新谷・成田・前田 ・佐々木(茂)・武井・古沢・佐藤 各委員		
<b>説 明 員</b>	水道局長、財政・土木・建築都市各部長  ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に、大畠委員が森井委員に、若見委員が新谷委員に、吹田委員が佐々木茂委員に、斎藤博行委員が武井委員に、秋山委員が佐藤委員に、それぞれ交代をいたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

共産党。

-----  
新谷委員

こどもの国のトイレと道路整備について

初めに、こどもの国のトイレと道路整備について伺います。

こどもの国のバリアフリーのトイレの予算がつきまして、たいへんよかったと思っておりますが、トイレだけバリアフリーにすればよいというものではなくて、それ以外もかなりの道が急坂ということもあわせて、ぜひ改善が必要ではないかなというふうに思っています。まず、トイレができる場所へ行く、上の駐車場から公園に入る、その入口はどういうふうになるのでしょうか。

(土木)公園課長

現在、トイレを設置しようとする予定の位置は、現在、こどもの国の管理棟がございまして、管理棟の少し札幌づきのところに設置する予定でございます。それで、車で来られる方については、上の駐車場からは段差が相当大きく、石垣とか、堤岩とか、そういうものも全部ありますので、その辺はちょっと無理なのかなと。それで、現在その管理棟のところに、灯油だとか、そういう資材を搬入する野球場側の入口がございまして、トイレを利用する方々は、そちらの方からじゅうぶんに利用できるだろうと、そのように考えております。

新谷委員

その坂のこう配は何パーセントなのですか。

(土木)公園課長

22パーセントで、これ憶測ですけれども、たしか五、六メートルぐらいだったと思います。以上です。

新谷委員

22パーセントというのかなりきついこう配になりますけれども、船見坂のこう配率は約18パーセントと聞いています。それよりきついわけですから、そういうふうになると、普通の人でも大変ではないかなというふうに思うのですけれども、もっと緩やかな設計にしなければならないのではないかと思います。建築基準という階段にかわる傾斜路は、こう配が8分の1を超えないことというふうになっておりますが、今のこう配だと非常にきついので、もっと緩やかに直す必要があるのではないのでしょうか。

(土木)公園課長

確かにご指摘のとおり、かなり段差はこう配がきつくて、まず距離が短いということがありますけれども、一般的には小樽公園内すべて、階段のところは一つもございませぬので、車いすの方々がもし入るとしても、今時点では介添え等の方々が不要ないのかなというふうに考えております。それで、いらっしゃるときには車をおりて、そうして門のところは少なくとも介添えの方が必要なのかなと、そんなふうに考えております。

新谷委員

確かに、介添えの人は必要なのですけれども、こう配がきつすぎるのではないかということなのです。その辺はいかがですか。22パーセントといたら、かなり急ですよ。

(土木)公園課長

確かにご指摘のとおりですけれども、その辺は道路のこう配をいくらかでも緩くできるのか。ただ、緩くすると、こどもの国のちょうど峠といいますか、その部分がまた大きく緩くすることによって、こどもの国のレベルのエリアを大きくカットせざるを得ないというような技術的な問題もたぶんあると思います。それはひとつ検討はしたいとは思っていますけれども、今時点では、見た限りではちょっと難しいのかなとは思っておりますけれども。

新谷委員

そうしたら、今日は建設ですので、建築基準から見てどうかということではいかがですか。

土木部次長

委員がおっしゃるように、確かに私どもの考えというのは入口の左側の方を想定しておりますので、その8分の1以下といいますか、緩いにこしたことはないと思いますけれども、整地をするということになりますと、レベル、平均をとらなくてはいけない、水平にとらなくてはいけないと思いますので、可能な限り入口から傾斜が少ないような形で、設計段階で、さらにまた、その上に上がっていく坂の部分との取り合いの関係もあると思いますので、可能な限り傾斜を少なくして入れるような形を、私ども、中でも考えてまいりたいと思っております。

新谷委員

ぜひそのようにお願いいたします。

それから、今、課長の方からちょっとお話がありましたけれども、中の道路がかなり急な部分があります。上の方から入ってきまして、下の小動物園ですか、そこに行くにはかなりきついわけです。ここで、実際に遠足で来ていた子どもが転がり落ちたという事件もありました。幸いけがはなかったのですけれども、かなり坂が急ですよ。今、使っていない古いトイレの下側の坂道なのですけれども、こういったところもあわせてこう配を下げていくということで、少しでも子どもたちが安心して使えるように、また、車いすでも通れるような、そういうようなこどもの国にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(土木)公園課長

確かに、こどもの国と動物園の位置的には、落差的には相当なこう配がありまして、その間、確かに至るところが急坂だと。それらを上の子どもの遊具のエリアと、それから動物のエリアをどう結ぶのかというお話だと思えますけれども、その辺は、今すぐ道路を考えて、そして結びつけるかという、いろいろと難しい問題もあるかと思えます。それで、今現在、私どもの方で小樽公園は、こどもの国に限らず公園全体がバリアフリーにもなっていませんし、そういう急こう配もありますし、それから施設全体が古いと。それらの非常に大きな課題を抱えておりますので、今後、そのような課題をどう解決していこうかという、具体的に進めていく時期かなというふうに思っております。そういう中で、今後その辺のアプローチも見直していく必要があるのかなというふうに考えております。

新谷委員

今年というのは無理でしょうけれども、年次ごとに直していただきたいというふうに要望しておきます。

中央通地区土地画整理事業について

それでは次に、中央通地区土地画整理事業についてお伺いいたします。この問題は、今までかなり議論し尽くされていると思えますけれども、改めて質問いたします。

中央通に設置された分離帯によって、札幌側と余市側に二分された感がするわけですが、平成10年に建築都市部の市街地活性化対策室が示した中央通の分離帯は、可動式にして、イベント時には取り外しできるとしておりましたが、なぜそうできなかったのか、理由をお知らせください。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

中央通の分離帯につきましては、委員がご指摘のとおり、当初計画の構想の段階で、確かにイベント等で36メートルの有効利用ができるように、可動式の分離帯を考えておりました。その件で道路管理者である小樽土現の方にお願いをしていた経緯がございます。しかし、平成13年度から本格的に工事が始まる前段で、道路管理者と公安委員会が交差点協議の中で、交通安全上の問題から、現在の固定式の中央分離帯に変更になったものであります。そういうことで、交通安全上の問題から可動式はだめと公安委員会の方から示されたので、こういう現在の姿になっておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

新谷委員

安全性ということで、そういうことになったということですね。そうすると、たまには交通止めにして、まちを盛り上げるようなイベントをするということは、この先できないということですか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

イベント等の事業の関係でございますけれども、基本的に警察の方でございますが、歩車道の利用につきましては、現況のイベント等についてはすべてというわけではないのでしょうか、基本についてはいいですよ。ただし、新たなイベントについては認めないという方針が、小樽警察署につきましても、そういう形ではっきり言われてございます。ただ、中央通の歩車道も含めた、もう少し広範囲の中で、例えばイベントができないのかどうか。これは、再三、中央通の関係につきましては、イベントといいますか、諸事業が展開できないのかと言われていた状況もございまして、それにつきましては、中央通の周辺を含めた中で、TMOだとか、関係団体と協議しながら進めていきたいというふうには考えてございますけれども、今のところはないという状態でございます。

新谷委員

それでは、最初の時点から狂ってしまったということですね。

それで、この区画整理事業により地権者がどう変化したのか。人数と、それからここで事業を営んでいた企業、また、業種がどんなふうに変化したのか、その点についてお知らせください。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

平成7年からでございますけれども、それらの移転補償契約が全体で149件ございます。このうち、地区外に転居された方でございますけれども、建物周辺につきましては31件、占有者につきましては25件、合わせて56件が地区外地域に転居をしてございます。その業種でございますけれども、その点につきましては、現在取りまとめてございません。

新谷委員

11年6月につくられた北海道と小樽市の「街なか活性化計画」に示されている中心市街地活性化の意義と役割、そして本市の中心市街地の活性化の意義が説明されておりますけれども、本市における中心市街地活性化の意義の中では、人口の減少、地域産業の低迷、購買力の市外流出、まちのアイデンティティの喪失、このような空洞化の懸念がある一方で、まちの特性のポテンシャルを上げるというふうに説明されております。そうすると、この56件の流出というのは、まさにこの中で付言されていた人口の空洞化を招いているということになるのではないのでしょうか。

また、業種について、企業については、まだ整理されていないというか、数字を出していないということですが、やっぱりこういった活性化に本当にこれにつながるのかという懸念というか、そういう心配があるわけですが、この点についてはいかがですか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

中央通につきましては、小樽のシンボルロードといたしまして、中心的な土地区画整理がなされつつあると思っております。加えまして、沿道では、新たなまち並みが整備されてございますし、また、広い歩道空間がございます。

それによりまして、潤いだとか安らぎを感じ取れるというふうに考えますけれども、それは新たな都市空間が形成されることで、回遊性の向上だとか、にぎわいの創出が図られていくものというふうに考えてございます。

新谷委員

そうすると、この事業は今年度で終わるわけですがけれども、まとめというか、そういうものはちゃんとしていくのですか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

実は当初、これにつきまして、完工誌をつくっていきましようという、当初計画があったのですがけれども、こういう状況の中ではなかなか完工誌的なものはつくりないうで、手書きと言ったらおかしいのですが、ペーパーに、我々の方でまとめて、そういうものを今保存用といいますか、資料としてつくっていいこうという考えは、持っています。

新谷委員

当初の目的からしたら、当然そうあるべきだというふうに思いますけれども、先にも言いましたけれども、56件もここから転出していったということは、まさに空洞化を心配しながら空洞化を招いたと、こういう指摘ができるんじゃないかなというふうに思っています。私たちは、この事業に対しては賛成してきませんでしたので、この件について、本当に小樽の街なかの活性化につながるように、そういうような点で、今後もまとめていっていただきたいという要望をします。

札幌自動車道の高架橋と橋の耐震補強工事について

次に、札幌自動車道の高架橋と橋の耐震補強についてお伺いいたします。今、高架橋の耐震補強工事は市の仕事ではありませんが、市民の安全を守るという点で伺いますけれども、札幌自動車道の小樽市内の高架橋と橋の耐震補強工事の進ちょく状況はどうなっているか、お知らせください。

(土木)建設課長

高架橋の耐震のことについてお答えいたします。小樽市域は、銭函までですが、全部で16、橋がございます。そのうち1橋が、耐震補強はしなくてもいいという橋なものですから、全部で15橋あります。それで、この15橋のうち、14年度までに補強が終わっている橋が8橋ございます。それと、平成15年度、今年行う予定になっております橋が4橋ございます。それと、16年度以降3橋と、それで全部で15橋という予定になっております。

新谷委員

それぞれの橋の名前は、これから直す予定の橋。

(土木)建設課長

15年度は、現在、若竹の高架橋が始まっております。あと3橋ございますけれども、これはまだ決まっておりませんということで、私の方もつかまえておりません。それと、16年度以降も3橋ある予定ということになっております。

新谷委員

直していない橋の名前は。

(土木)建設課長

14年度まで8橋が終わっておりますけれども、15年度以降終わっていない橋が7橋ございまして、若竹の高架橋が一応今年と来年度ということで、1橋ございます。それと、朝里の高架橋。それと、神威橋、石倉橋、八眺橋、大野橋、礼文塚橋、星置川橋、以上、7橋でございます。

新谷委員

今、お聞きした橋については、まだ、いつ直すという予定はわからないわけですね。朝里の高架橋の下には、民家が6軒ほどありますね。それで、今、東小樽病院の増築工事を行っております。ここが非常に橋に接近していま

す。それと神威橋、ここも民家があります。しかも、ここは25メートルも高さがあるというふうに聞いていますが、この辺で、先日の東北の地震もあって非常に心配されるわけですが、市として、この耐震補強についてどういうふうにお考えでしょうか。

(土木)建設課長

道路橋の示方書という、道路橋をつくる時のバイブルみたいな本がございます。昭和55年にその道路示方書というのがございまして、それ以前につくられている橋を、今、補強していく予定になっております。それで、一番新しいとき、平成7年に、神戸の大震災が起きました。それをもちまして、平成8年にこの道路橋の示方書が改訂になっております。今まではよかったものがだめになったとか、なかなかきつい本になってございまして、A種、B種というふうに、平成8年から分かれております。B種というのが、今、直しておりますバイパスだとか国道、道道、あと市内の重要な線橋だとか、そういうものがいろんな震度に耐えうるということで作ってございまして、それ以外の橋というのがA種ということでございます。重要度の高い橋の中には、震度5弱の地震に対しては橋が耐えうるだとか、震度6から7に対しては橋の損傷が少なくなるだとか、いろいろな書物の中に結局今の直すということであってございます。

新谷委員

阪神大震災とか、非常に大きな地震を経験してきて、こういうことがなされてきたというわけですが、小樽市として、道路公団に対して補強工事をやってほしいと要望していることがあるのですか。

(土木)建設課長

私ども建設課の方からは、特に道路公団の方には申しておりません。

新谷委員

いずれにしても、民家があるということで非常に心配されますので、早く直してほしいということで要望していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

(土木)建設課長

検討いたします。

新谷委員

それでは、若竹高架橋の補強工事に関連して伺いますが、若竹の高速の橋の下には駐車場がありますが、高速道路が完成した5年後に設置されています。1979年ですね。これはどんな経緯で設置されたのでしょうか。

(土木)管理課長

若竹の高架橋下の駐車場につきましては、当時、路上駐車あるいは冬期間に急坂なところに家が点在するという状況、交通の取締りが厳しくなっていくという中で、地元の住民の方々あるいは町内会の方々から、ぜひ高架下に駐車場が欲しいと、それを呈示してもらいたいと、こういうご要望があって、公団の方に市の方で申し入れて、駐車場として開設したと、こういう経過になっております。

新谷委員

それで、予算書で見ますと、毎年40区画に432万2,000円というお金を払っていますよね。それで、今、40区画満度に借りられているのか、過去5年の駐車場の使用状況と決算額を教えてくださいけれども。

(土木)管理課長

平成10年度から調べてみましたら、平成10年度の段階では438万2,430円、平成11年度、434万8,350円、12年度が431万3,620円、13年度につきましては401万7,560円、14年度、369万5,243円、こういう数字になっております。

新谷委員

ちょっと私が調べたのと食い違いがあるみたいですが、いずれにしても14年度は62万7,000円ほどとかなりのお金が違います。これはみんな市の持分になっているわけですね。そうしたら、契約より使用料がかなり減っ

て、その分だけ市の負担になっておりますが、今、橋の工事が始まっているのですけれども、工事が終わってもそのまま同じ契約でいくのですか。

(土木)管理課長

今回、若竹の駐車場につきましては工事が始まっているということで、4月、5月の間で、公団とハイウェイ交流センターとの契約については、市の方としては借りることはできないということで、現在は借りていない状態になっております。2回目の工事ということで、工事終了後、どのような扱いにするかということにつきましては、今後、当然今まで借りていた方がどの程度かということもありますけれども、基本的には引き続き市の方で駐車場の方をお借りすると、こういうふうを考えております。

新谷委員

その場合、同じ区画で借りるのですか。

(土木)管理課長

下の方が、強化の工事によってどの程度影響を受けて、今の現状の場所をそのまま使えるのか。多少駐車場として借りている面積が、橋脚の部分が現状より太くなるわけですから、そういう影響も出てくればちょっとわかりませんが、現在49区画ということですが、それと同じぐらいの台数は確保できるのかなというふうを考えております。

新谷委員

そうすると、今の段階で、過去5年間で、市の方が持ち出しが多くなっているわけですよね。このままずっと借りていくということなのですか。

(土木)管理課長

まだ、わからないのですが、市の方の持ち出し分が多い中ということだと思っておりますけれども、現在契約しております賃借料につきましては、現況の中で市が持ち出ししているというのが現状です。それは、49区画の部分が満度でないという状況ですが、市の方で改めて持ち出しを増やしていくという考えもないので、公団の方には、現況の中の事情を説明した中で、賃借料につきまして、値下げといいますが、そういう交渉は今までの中でも何回かお話ししているという状況です。

新谷委員

この際ですから、ぜひ賃料を下げてもらおうように交渉してほしいなというふうに思いますけれども。

それと、工事に伴う車のう回です。これで、ここ、子どもたちが何人かは、この橋の下を歩いて通学しているのです。それで、非常に危険というか、通学の安全性が心配なのですけれども、この地域は坂が多くて、車のスピードも出やすいということで、特に通学の安全性については注意しなければいけないと思うのですけれども、この点の対策はどういうふうになっているのでしょうか。

(土木)管理課長

通学路ということと、一般の方も通るわけですが、ここの工事を始める前に、公団あるいは現在、受注している業者も決まりましたので、その中で綿密に打ち合わせして、特に児童・生徒に対しての配慮につきましては、教育委員会の方に、直接業者の方あるいは公団の方からご説明して、安全については確保したいと、こういうお話を聞いております。

新谷委員

わかりました。以上で終わります。

-----  
古沢委員

信号機の点滅時間について

私は1点だけなのですが、その前に新谷さんがお尋ねしていた中央通の関係で、聞きながらふっと思い出しました。都通りと梁川通りの交差点です、駅を降りて間もなく、要するに歩行者側、都通りにから梁川通りを行き来する場合の信号にびっくりしました。それで、ちょっと秒数をはかってみたのですが、青から赤に変わるのは20秒です。途中、青の点滅に変わるまでが10秒です。我が家のばあさんと歩いていて、青の点滅で入ったら、中央分離帯にはば残されます。ですから、車優先と言われても仕方がないという実態がありますから、これはぜひ検討していただきたいと思うのです。そもそもまちが分断されるというような心配事でもあったわけですから、これはぜひ検討していただきたいと、最初をお願いしておきたいと思います。

道路の占用料について

私は道路の占用料についてお伺いします。

これは、3月の予算特別委員会で、北野議員がお尋ねをしました。その後、今定例会前に、道新でも取り上げられている問題です。タクシー乗り場の道路占用料ということで取り上げられました。お尋ねしますが、最初に、現在、小樽ハイヤー協同組合から道路占用料を徴収しておりますが、その占用場所と道内他市の状況について、まずお伺いします。

(土木)管理課長

現在、組合の方に占用させている部分につきましては、駅前の広場、それと長崎屋の横、グランドホテルの前、この3か所でございます。

道内他都市の状況につきましては、占用料を徴収して、タクシーの待機場所というふうになっているのは、苫小牧駅の北口1か所だけだというふう聞いております。

古沢委員

つまり、いわゆる駅広、駅前広場、駅裏口広場というのでしょうか、そういったところで占用料を徴収しているのは苫小牧。その他、道路部分を占有しているということで占用料を徴収しているところは、小樽市以外にない。そこで、3月の北野議員のお尋ねで、どのように占用料が徴収されるのだろうかということでしたが、路線価に準じて徴収しておりますというふうにご答弁がございましたが、確認をいたします。

(土木)管理課長

徴収につきましては、路線価に使用料率というものを算定して、それで金額を出しています。

古沢委員

道路の占用というのは、具体的にどういうものを言うのか、示してください。

(土木)管理課長

道路の占用という考えは、特定のものに対して継続的に使用する権利、これが道路の占用という考えであります。

古沢委員

この道路の占用料を徴収している法律上の根拠は何になりますか。

(土木)管理課長

道路法第32条、料金につきましては第39条で、小樽市の条例によって徴収しております。

古沢委員

道路法第32条は、先ほどのご答弁ではふじゅうぶんでして、もう少し具体的に規定しています。「工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合」、こういうふうに言っています。それで、業界から占用料を徴収しているのはいつからでしょうか。

(土木)管理課長

そういうようなことをいろいろ調べてみましたら、最初が現在のグランドホテルの横ということで、昭和48年の8月です。次が長崎屋の裏と申しますか、横と申しますか、ここが昭和51年の12月。駅前広場につきましては、整



備された段階の昭和52年4月、こういうことになっております。

古沢委員

現在、小樽市内、法人、個人がありますけれども、タクシーの事業者数、それと車両数はどういう状況になっているのでしょうか。

(土木)管理課長

業界の方にお伺いしたところ、現在の市内の会社の数でいいますと10社があると。個人は2組あると。そして、台数につきましては、法人関係で434台。これは年次からいいますと、平成10年9月現在で見えています。個人につきましては103台、トータル537台というふうになっております。

古沢委員

小樽の場合は、他市に比べてと申しますか、他の市周辺交通圏に比べて、1両当たりの人員というのは最も低いというふうに見て構わないと思いますが、承知していると思えますけれども、特に現在のこうした業界の経営実態は、タクシー業界の場合、人件費の比率が高いことが一つの大きな特徴だというふうに言われています。人件費が約8割近くに上りますから、こういう状況の中で、今、営業成績が大幅にダウンをしている。特にタクシー労働者、乗務員、こうした方々の賃金実態というのは大変な状況になっておると思えます。ちょっと市内の運転手さんに聞いてみました。6月がちょうど手当時期なものですから、20万円、30万円の手当が出たというのは、いくつか聞いてみましたけれども、行き渡ったのはわずか1社ぐらいだったと思えます。5万円、10万円と出ているという、だいたいそういう状況ではないかと思うのですが、そういう実態は承知されておりましたか。

(土木)管理課長

協会の方でいろいろと統計等も含めてつくっている資料を見させていただきましたところ、現況、特にここ数年につきましては、賃金の面あるいは実態として、タクシー1台当たりの稼働という面も含めて、10年ぐらい前から比べると相当下がってきていると、こういう状況だと聞いております。

古沢委員

最初にご紹介しました道新の記事の中でも書かれておりましたけれども、業界の方からは、特にそういう経営実態なども反映してはしょうけれども、占用料について検討していただきたい、できれば無料にしていいただきたい、そういう要望が市の方には届いているのだと思うのです。これらを踏まえて具体的にお尋ねをしたいと思うのです。若干提案も入ります。

まず最初に、駅前がたいへん気になります。お伺いしましたら、駐車場スペースとしては81平方メートルだというのですが、駅前広場に入れば、場合によってはすべてがタクシープール化といっても過言ではないというような実態がありまして、市民の中からは何とかきちんと維持管理してほしいという要望、そういう声も届いています。他市の状況を見ますと、こういう協同組合、業界と管理に当たった協定などを結んだりして、業界にいわゆる自主管理をきちんとやってもらうということをやられているようです。小樽市の場合は、現状どうなのか。ぜひそういったことで、まずは何よりも市民に、朝夕、特に通勤ラッシュのとき、子どもたちの通学時期、こういったときに特にそういう状況が顕著ですから、そういう問題を改善するために、まず何よりも行政としても業界と協議をするというようなことが必要かと思うのですが、いかがですか。

(土木)管理課長

委員のご指摘のように、我々土木サイドの方あるいは観光課なども含めて、非常に駅前のタクシーが待機しているスポットの件につきましては、苦情等も毎年のように寄せられている現状です。その都度、私どもも、組合の方には現況の中で整理された形で指導してまいりたいと、こういうお話は申し入れているところです。ただ、組合の方としても、加盟の各社あるいは個人タクシー組合等も含めて、全部きっちりと指導ができない部分があるのだというお話は聞いております。ただ、毎年のように苦情が来ている状況の中で、改善してほしいということでお互い申

入れしたり、話合いはしているところです。

古沢委員

お尋ねしたい点をちょっとまとめていきたいと思うのです。その上で、一つは、駅広以外については小樽市以外、道路占用料を徴収している市はないわけです。なぜなのでしょう。どのように理解していますか。

（土木）管理課長

駅広につきましては苫小牧が1例あったということで、先ほどお話しさせていただきました。また、グランドホテル横だとか長崎屋裏につきましては、時系列的に見れば、前に占用させているという経過があると思いますが、当時の状況を調べてみたら、一般の車の出入りだとか、地先の方からタクシーが占用している形になっていて、普通の交通の邪魔になると、こういうことで苦情が寄せられたことなどを考えて、ハイヤー協会の方との話合いあるいは警察の方、公安委員会と協議した中で、ある程度の場所を借りて、そこについてはタクシーの占用を認めさせて整理していきたいと、こういうことで現状のような形になったのだというふうに考えております。

古沢委員

私が聞いたのは、ほかの市でもそういうところはいくつもあるのです。ところが、徴収していない。先にお尋ねしたように、道路法第32条、道路占用の概念というのは具体的なのです。先ほど言いましたけれども、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合なのだと。例えば長崎屋の裏はどうですか。乗り場の標識があります。それから、日よけ、雨よけというのですか、それも設置されています、歩道部分に。車道部分に白線を引いているならば、まあ何となくわかるかもしれませんが、何もありませんよ。車道部分だけを見たら、普通の道路の状態です。工作物、施設、そういったもので道路を占有していると言えない。だから、道路法に基づいて道路占用料を徴収するので、他市で徴収していないというのは、そういうことで徴収ができるものではないということなのではないですか。いかがですか。

（土木）管理課長

道路法につきましては、占用の考え方は、委員ご指摘のように列挙主義ということで、細かくいろんな具体的な例を申し上げることができます。ただ、道路法自体が、占用についてすべてを網羅しているのではなく、例えばこれらに類する物件、施設とか工作物という抽象的な文言を入れて、やはり100パーセント限定列挙主義ということで載っているというふうにはなっていないと思います。その中で現実として、施設という考えが、委員のご指摘のような考えもありますけれども、私どもも現状として道路を占有しているという中で、そこについては占用料金を取って、いわゆる特定のものに整備させるという考えで、静屋通りと申しますが、長崎屋の横とグランドホテルの横については、そのような考えで使用させているというふうに考えております。

古沢委員

こう言えば反論されるのでしようけれども、道路法第32条の特殊な解釈ですね。ほかの市は道路占用料を取らないのですから。ただの1市も取っていないのでしよう、ご報告いただきましたけれども。ですから、これをぜひ検討する必要があると思うのです。タクシー乗り場の標識、これは市の条例でいえば、1本につきいくらでしたか。1本につき年間550円ですか。それから、日よけ、雨よけのたぐいでいえば、仮にバス待合所と同じ扱いだとすれば、平方メートル当たり700円。これは市条例で占用をしている具体的な物件、施設ですから、この市条例別表に基づいた料金徴収は、これは条例上、法令上、扱いとしては間違っていないと思います。私が言ったのは車道部分ですよ。車道部分は囲いも目印も何もないところを占有しているとして、道路法第32条を根拠に占用料を徴収するのは小樽市だけなのです。これは検討、改善をする必要がありはしないかということをお尋ねしているので、すけれども、いかがですか。

（土木）管理課長

1定のときにもご指摘を受けてですね、その後、いろいろと道路法あるいは小樽市の条例等も検討しながら、他

市の状況もいろいろ調査しました。現況の中で、小樽市だけが道路法の適用をして協会が占有しているという現実を確認しましたが、当時、最初にこういう形態になって占有料を徴収するという形になったいろいろの理由が、先ほど若干説明させていただきましたが、交通の秩序を復旧したいという中で三者といいますか、警察あるいは国の方とも協議した中で進めてきた経緯がございます。委員がご指摘のとおり、その後、他市で取っているところということにつきましては、ないというのが現実ですから、今後どのような取扱いをしていくかという問題につきましては、私一存でお答えできないのですが、部内でじゅうぶん検討していきたいと考えております。

委員長

そろそろ時間も過ぎていきますので、まとめてください。

古沢委員

ぜひ検討していただきたいと思うのです。駅広ですよ、問題は。駅広ですが、これは1例ありますね。ご報告いただいたように苫小牧です。その前に、長崎屋裏とグランドホテル前、これは第32条第1項の何号に該当しているということで、占有料をいただいているのですか。これは簡単でいいですから、教えてください。

(土木)管理課長

第32条第1項第7号を該当させております。

古沢委員

第7号をもう一回分解してくれないと、第7号は政令で定めて各号から第7号となっていますよね。

(土木)管理課長

道路法第32条第1項第7号につきましては、前各号に掲げるものということで、第1号から第6号は、具体的な名前が載っておりまして、そのもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼす工作物、物件又は施設うんぬんということで。

古沢委員

で、政令で定めるものとなっているでしょう。政令が、また、第1号、第2号、第3号というふうになっているでしょう。どれに該当するの。

(土木)管理課長

政令で定めるということで、政令の中にも具体的に項目を列挙しておりますが、条例の中に、これ以外に列挙されていないものの中で市長が特に定めるものという項目を設けておりますので、最終的には市長が定めるところを根拠にしております。

古沢委員

そこには入りたくなかったのだけれども、それを言ったら列挙主義だと言ったでしょう。そうしたら、第32条の第1項で第7号まで、第7号は第6号までに類しないものを政令で定めると、政令でまた第1号から第何号までと、具体的に列挙しているのです。もう1項、起きていますか。道路管理者が特に必要と認める者はこの限りでないとか、別に定めることができるとか、この道路法第32条では、道路管理者がこの範囲を超えて道路の占有概念を独自に展開することができるようになっていきますか。なっていないでしょう。

(土木)管理課長

委員のご指摘もじゅうぶん理解できると思うのです。ただ、現状の中の条例のつくりを、他都市の分もいろいろ見た中で、やはり列挙主義ではあるけど、たまたまその列挙した中に該当しないものもあるのだという、法令のつくりだと思えますけれども、他都市の中でも、一応市長が別に定めるもの、列挙した以外のもの、そういう項目はあります。

古沢委員

時間がないからいいです。駅広ですが、参考までに、苫小牧の駅の北口はどれぐらいの広さがあって、どういう

基準で占用料を徴収しているか、聞いておりますか。それと、根拠にしているところ。

(土木)管理課長

調べた中では、苫小牧の駅前広場につきましては、広場面積は忘れましてけれども。

古沢委員

1,120平方メートル。

(土木)管理課長

1,120平方メートルを占用として貸している部分ということで聞いております。その条例の根拠につきましては、道路法第32条第1項第3号の「鉄道、軌道その他これらに類する施設」、こういふことで占用させているというふうに聞いております。

古沢委員

小樽市は、第32条にもない、道路管理者の市長が市条例の中にもない、別表の中で、徴収料金を決める表の中で、末尾に「これらに該当しないものは、その都度市長が定める」と、料金の基準を示さないのですけれども、末尾がついている、これだけを根拠にして取っているのです。しかし、これは確かに大変だと思うのです。今、お答えいただいたように、苫小牧市だって道路法第32条第1項第3号というのですから。鉄道だとか軌道だとか索道だとか、こういったものに類するものというところに思い切り解釈を広げて、該当するからということで占用料を徴収しているのです。何かに該当しないと占用料を徴収できないからですよ。それで、なおかつ苫小牧の場合は1平方メートル当たり950円。それを1,120平方メートルですから、100万円ちょっとです。1,120平方メートルですよ。小樽の駅前で申請があって許可している面積は。

(土木)管理課長

当初から81平方メートルということですよ。

古沢委員

何を言いたいのか、そろそろわかったことだとは思いますが、あまりにもひどすぎると思うのです。苫小牧の基準で、苫小牧は明快に第32条第1項第3号に該当するから、そして市の条例に基づく基準に基づいて占用料を徴収していると。平方メートル当たり950円。1,120平方メートルで100万円ちょっと。小樽市にこれを置き替えたならどういふふうになるか。苫小牧の基準でいえば、平方メートル当たり950円、81平方メートルですから、7万6,950円。市の条例基準でいえば、これに該当するとすれば平方メートル当たり1,400円、小樽市の場合は、これで算出しても、11万3,400円。具体的にお尋ねしましたけれども、ハイヤー協同組合から駅前でいくらいただいているかといったら、個別案件に答えられないというのです。道新の記事によれば77万円。長崎屋裏とグランドホテル前は、今年から半額にした。その結果77万円ですから、駅広がいくらかということは逆算して出てきます。43万円、だいたいその前後でしょう。7万6,000円、多く見ても11万円。自分のところの基準に置き替えても11万円。それが何で43万円前後、4倍も5倍も占用料を徴収することになるのですか。根拠もあいまいだ。いかがでしょう。

土木部次長

確かに、今おっしゃるような中で、私どもは算出してございますけれども、駅広というのは、JRと私ども小樽市、自治体が管理しているもので、そういった中で、すべてJRが管理しているものもございませぬ。私ども小樽市のように境界を決めてやっているものもある。そういった中で、先ほど管理課長の方からもお話し申しましたけれども、この占用料の算定に当たりましては、過去の経過の中で、委員がおっしゃるような非常に法的な部分、そういったもろもろも含めまして、なかなか難しい案件であったのだなというふうには思っております。そういった中で、国あるいはまたそういった相手方とも相談をしながら、こういう形で占用料を定めて徴収をしてきていると。

古沢委員

そんなこと、ありますか。

土木部次長

ですから、先ほど言ったのは、当市の占用料を決める中で、そういったもろもろもございますし、私が先ほど申しましたとおり、管理区分の中で、すべての駅前広場が私どもと同じような形で管理をしているということにはなってございません。それはすべて承知はしておりませんが、そういったもろもろを含みまして、今後どういった取扱いをしていけばいいのか、土木部の中で細部を検討といいますが、考えさせていただきたいと、そういうふうに思います。

古沢委員

委員長、そうしたら終わりますけれども、小樽市の占用料を徴収することについての条例、その別表の中で、面積当たりどうやって算出するかというふうに示しています。別表でね。いろいろなケースがあります。定額で決めているものもあれば、近傍類似地の時価に対していくらを掛けて求めるという、1平方メートル当たりいくらかという決め方もあります。これを見ますと、小樽市の算出の仕方は、43万円というのはおおよそ0.05ぐらいですね。時価というか、公示価格や、いろいろ置き方はありますよ。路線価ということになると、公示価格は、あそこはだいたい15万円ですから、一番新しいので。路線価というのは8掛けですから、12万円です。12万円で計算すると、また、細かな数字になりますから、それはさておいてもだいたい0.05ぐらいです。これは課長にもお伺いしました。経緯の中でそういうふうになってきている。ところが、別表の中で、そういう0.05というふうに異常に高い決め方をするのはどこにもないのです。もう一つけたが下の0.005とか0.006とか、最大値、最大幅、高いのでも0.018。それを根拠もあまいにして、市長がその都度決めるということで、具体的に列挙しているという、その基準をはるかに飛び越えて0.05。3倍、4倍の高値を掛けて徴収しているということは、これはこれで大変な問題ですからね。

今、ご答弁いただいたように、駅広とそれから要するにランドホテル側、それから長崎屋裏側、これは私の提案ですけれども、車道部分、道路部分は徴収できないということを含めて検討されると言いましたから、含めて検討すること。それから、駅広は、一つの基準値としては根拠法できちっと明らかにしつつ、苫小牧のことを参考にしつつ、実体的に検討してほしいと。おおよそ試算しますと、いいところ10万円前後です。今、77万円徴収しているのです。ぜひ検討いただきたいのですが、答弁いただいて終わりますけれども、どうですか。

土木部長

占用料のことでございますけれども、先ほど来お話ししていますように、古い時代から、いろんな機関、警察、小樽市、そしてハイヤー組合等、いろんな過去の経緯がございます。先ほど来もお話ししたのですけれども、やはり営業車というか、タクシー業界の車両に対する優遇ということで、いろんな方々からそういう目で見られたという過去の経緯がございます。そのときも、やはりそれぞれそういうときに料金を設定されたのだらうと思います。今、言われているように、道内では苫小牧、そしてあとはないという実情でございますので、駅広を含めて、道路の占用のことについて、今後再度検討させていただきたいと思います。

古沢委員

終わりますけれども、一言。前提となるのは、バスについてもタクシー、ハイヤーについても、道路運送法でいう公共輸送機関。ですから、横並びでこの業界だけ優遇するということではなくて、そういう位置づけにあるものだと思うのです。これはもう釈迦に説法だと思うのですが、早急に検討いただかないと、もらいすぎを返納しないといけないという話もこの次出てくる可能性がありますので、ぜひ早急にご検討をお願いしたいと思います。終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党。

佐々木（茂）委員

建築確認の申請状況について

自由民主党の佐々木と申します。今度の選挙で初めて当選をさせていただきまして、質問をする機会がまいりました。本来であれば、たくさんの資料を市の方から配布をいただいているところをごさいますて、見ればわかることばかりかと存じますが、質問をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、景気の低迷が続いている昨今でございますから、市内における建築の実情はいかがなものかと思ひまして、過去3年間の建築確認の申請状況についてお聞きいたしたいと存じます。

（建都）建築指導課長

ただいまの佐々木委員のご質問でございますけれども、過去3年間の確認申請の件数。これはいろんな要素がございまして、住宅だとか住宅以外、もろもろございますけれども、私どもが今とらまえてまいりましたのは、住宅で申し上げますと、平成12年度につきましては491件、それから平成13年度が415件、これは前年度比約15パーセントの減でございます。それからさらに、平成14年度につきましては369件となっております。ちなみに、確認申請の全部を含めた件数も参考まででございますけれども、これにつきましては平成12年度が790件、13年度が740件、平成14年度が620件ということで、ご指摘のとおり、非常に不況の中での確認申請の減少が目立っているというのが実情でございます。以上でございます。

佐々木（茂）委員

融雪施設設置資金貸付の利用状況について

ありがとうございます。次に、お伺いをいたします。融雪施設設置資金貸付の利用状況についてお伺いをいたします。この制度につきましては埋設型の融雪槽、また、融雪機及びロードヒーティングを自宅の敷地などに設置する場合について、100万円を限度として無利子で貸し付けるという制度でございまして、この利用状況、また開始時期、年度別の利用状況についてお伺いをいたします。

（土木）管理課長

融雪施設の融資状況につきましては、これは平成12年度から始まった制度でありまして、12度につきましては33件、13年度につきましては133件、14年度、昨年度は49件、今年度、15年度につきましては、6月末現在ということで26件申込みされております。

あと申込みの時期ということですが、年度始まりの4月から一応10月末までということで周知しております。

佐々木（茂）委員

若年者向け定住促進家賃補助及び若年者向け共同住宅建設費等補助制度について

ありがとうございました。次に、若年者向け定住促進家賃の補助及び若年者向けの共同住宅建設費等の補助について、これまた、いわゆる人口増につながるということでの制度でございまして、これについての利用状況、また開始時期、年度別の利用をお伺いいたします。

（建都）建築指導課長

最初に、若年者向けの家賃補助でございまして、この制度につきましては平成14年度から実施されております。14年度の結果でございまして、これは市内と市外、おのおの15世帯ずつの30枠をもって募集してございました。結果につきましては、市内と市外合わせて29世帯という結果にとどまっております。1件については家庭の事情により辞退しているということでございましたので、29ということになっております。それから、これにつけ加えまして、この制度の効果と申しますか、これにつきましては、市外から転入された部分が、世帯人員でいきますと21人、市外から転入されてございます。それから、同じく家賃補助の15年度の状況でございまして、4月3日から募集をしてございまして、5月23日で締め切っております。結果につきましては、市内と市外、同じく30世帯枠で募集した結果、2世帯少ない28世帯という結果が出てございまして、内訳につきましては市内が

13世帯、市外が15世帯の合わせて28世帯となっております。現在のところ、交付金の設定はまだ準備をやっておるところでございますけれども、28世帯の内、市外から転入された世帯人員でございますけれども、これが今のところは36人が転入されてきたという結果になってございます。

それから、二つ目の建設費補助でございますけれども、これも同じように平成14年度から制度が実施されました。14年度につきましては予算等もございましたけれども、利用されてございません。それから、15年度につきましては、今のところは1件で、戸数につきましては6戸ということで、あと今年度予算につきましては1,000万円計上してございまして、1戸当たり100万円ということでございますので、10戸の枠をもってやっているところなのですが、利用者が増えれば補正でという考え方もしてございましたけれども、今のところはまだ1,000万円の枠内でおさまっている状況でございます。以上です。

佐々木(茂)委員

ありがとうございました。ただいまの区分で、市内、市外という位置づけはどんな形なのでしょう。例えば、市内というのはどこからどこまで、市外というのはどこからどこまでとどういうことなのでしょう。

(建都)建築指導課長

ええ。小樽市内に住まれている方が、今、この制度が実施される対応についての枠内に転入した場合は、対象になりますよというのも一つでございます。市外というのは本当に全国です。

佐々木(茂)委員

市営住宅設置箇所と利用状況、今後の建築予定について

ありがとうございました。次にお伺いいたします。市内における市営住宅の設置箇所並びにその利用状況、それから今後の市営住宅の建築の予定、これについてお聞かせをしていただきたいと存じます。

(建都)住宅課長

市内における市営住宅の設置箇所でございますけれども、現状では41団地と申しますか、住宅ということになっております。戸数でいきますと、管理戸数としては、3,668戸となっております。それから、今後の市営住宅の計画ということでございますけれども、再生マスタープランに基づきまして、現在進めております、管内は今年2号棟を建てておりますけれども、今後の部分にいきますと、オタモイのB住宅を16年度、17年度に建替えを始めていこうと、それから18年度、19年度で2号棟と、こういう予定で、今、計画を進めている段階でございます。

佐々木(茂)委員

ありがとうございます。市営住宅については、収入に応じた家賃の引上げだとか、高額所得者については近傍類似のいわゆる住宅の家賃状況、そういったものを踏まえての家賃をいただく。それから、特別事情の場合については、減免の措置が施されているというふうに認識をいたしておりますけれども、最近の新聞によりますと、都道府県営住宅の家賃について滞納が非常に多いというふうな記事がございまして、この記事からいけば、滞納が200億円、これは道県住宅のことでございますが、そして5年間で49億円の増加というふうな滞納でございますが、小樽市の市営住宅については、家賃の滞納はいかがでございましょうか。

(建都)住宅課長

市営住宅の家賃滞納状況ということでございますけれども、数値的にまとまっている部分が平成13年度でございます。滞納件数でいけば104件、滞納金額でいくと2,680万円ほどになっています。平成14年度は、今、集計中でありまして、概算がまとまっておりますので、正確なところではありませんけれども申し上げますと、13年度が104件でございましたけれども、14年度では89件と、若干減っていると思います。滞納額につきましても、2,070万円ほどに減少するのかなというふうに思っております。そういう状況になっています。

佐々木(茂)委員

その滞納額でございますけれども、いわゆる回収率についてはいかがでございましょうか。

(建都)住宅課長

繰越しもあるのですけれども、単年度だけの収納率という形で申し上げますと、平成13年度では99.58パーセントという収納率になっております。平成14年度の概略、概算で申し上げますと、約99.7パーセントほどに若干、収納率も向上するのかなというふうに思っております。

佐々木(茂)委員

市営住宅のいわゆる回収率がすばらしくポイントが高いということを聞いて、安心をいたしました。

次に、お伺いをいたします。21世紀プランの中に、これは小樽市の総合計画で平成8年に立てられたものでございますが、その中で私は何を質問したいかと申しますと、いわゆる銭函地区が準工業団地等の兼ね合いがございます。札幌市の一番近いところに隣接するという立地条件にありながら、宅地開発をし、人口増加につなげることはできないのかというふうな考えでございます。したがって、用途の変更とか、そういったような見直しをする意向はあるのかどうかということについて、お伺いをいたします。

(建都)都市計画課長

土地利用の見直しについてのお尋ねでございますけれども、本年2月に策定いたしました「小樽市の都市計画マスタープラン」あるいは現在、北海道とともに策定中でございます「小樽都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における土地利用の方針等におきましては、現在の市街化区域の範囲並びに用途地域などの規制による土地利用の姿、その現状を維持していくということを基本と考えてございます。これは今後の人口や産業の見通しあるいは各地域における土地利用の動向などを勘案しながら、必要に応じて適切な土地利用を図ってまいりたいと、こう考えてございます。基本としては現状を守りつつというのが基本的な考え方だと思います。以上です。

佐々木(茂)委員

そうすると、当分の間、見直しをするまでは用途の変更はないというふうに理解をするということによろしいのでしょうか。

(建都)都市計画課長

基本的な考え方としては、そのとおりだと思います。一部、今後必要に応じて見直すところがあると思いますが、ただいまの委員、ご質問の中にございました銭函地域における工業地区、工業系の土地利用を住宅系に変えていくというような劇的な変化については、非常に困難なものというふうに我々の方では考えてございます。見直しはできるという場所は当然出てくるとは思いますけれども、今言ったように、ご質問にあったような見直しについては難しいというようなことを考えてございます。

佐々木(茂)委員

たいへん見通しが暗い。人口増加につながるのではないかなというふうに、私は素人でございますから、着眼をしているわけございまして、できるだけ規制を緩やかにし、そして人口増加につながるようなもの、これをぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

除排雪の問題について

次に、除排雪の問題についてお伺いいたします。今回の予算の補正の中でも非常に多額な補正をいたしております予算、9億6,800万円というふうな高額な支出でございます。除雪費の予算、これは雪が降る、降らないによって相当の違いがあるかと思いますが、道路に合った手法、また、民間委託、そんなようなことを考えて質問をするわけでございますが、この説明にもございますように、時間外手当の予算をつけてございます。これについて、私どもの考え方からいきますと、深夜割増料金と申しますが、そういったようなものがあると非常に高いコストになるのではないかなと思いますが、その辺についてはいかがでございましょうか。

(土木)土木事業所長

今、時間外手当の関連で、夜間の作業のことでご質問がありました。夜間の作業につきましては、市の職員が派



遣されますけれども、一般に、日中作業するよりも夜間にした方が、1時間当たりの単価については通常高いというふうになっています。しかし、夜間に作業する場合と日中する場合とがありますけれども、やはり夜間に作業をやっているというのは排雪作業が多いと思います。ただ、それを日中やる作業効率と夜間にやる作業効率というのはかなり違います。特に日中の場合は交通量が多いということで、言うならば一つの単位当たりの除雪をする部分に当たっても、やはりいろいろと信号があるとか、又は車があるとかということで、非常に作業しづらいという部分もあります。そういうこともあって、実情に応じては夜間作業をするというケースがございます。効率などを見て、そういうふうにする場合もあります。

佐々木(茂)委員

次に、お伺いをいたします。最近、スタッドレスの普及に伴って、つるつるということで砂まきをされてございます。過剰な砂まきをしていないかということ。それから、砂をまいた後、いわゆる排雪車というのですか、また雪をとっていきような状態で、聞くところによりますと、過剰な砂まき、砂をまいていただくことに伴って、融雪槽を設置しているところが年に3回ほど自力で掃除しなければならないといったような苦情をちょっと耳にしたものですから、お伺いをいたしておるところでございますが、その砂まきをした結果、せっかく砂をまいたわけですから効率がいいと思ったら、雪をとりきたというふうなことで、きめ細やかな、いわゆる委託の業者について、もう少し効率のいい利用といえますか、そんなことを希望をすることでございます。

次に、ロードヒーティングの陳情についてでございます。毎回、各方面よりこの陳情について来ておりますけれども、現在、小樽市の経済状況等を勘案すると、敷設ができないという回答になるのかなというふうに思うのでございますが、いわゆる一部受益者負担というふうな要望というのは、取り入れるような見通しはないのでしょうか。

(土木)土木事業所長

2点ほど質問がありましたけれども、私の方から、まず最初に砂まきの件でございます。砂まきにつきましては、道路が小樽のような急坂路線、坂道の路面管理のために、現在、市内約550キロくらい市道があるのですけれども、その約43キロくらい砂まき路線として作業を行っています。その中で、委員のご指摘ございました砂まきの量が多いのではないかと、それにつきましては、ここ数年、坂道の部分での住民の要望が非常に多くて、坂道の散布路線を増やしてきたという経緯がございます。その中で、委員が指摘されたようなことが多々ありまして、春先の砂の処理の関係もございまして、非常にコストの方にもはね返るということがございまして、いろいろと検討しているところでございます。冬期間の交通確保ということで、作業としては必要な作業でございますし、今現在、平方メートル当たり100グラムから200グラムぐらいの散布という一つの基準の中でやっております。ただ砂を減らすというのは、効果を減らすということにもなりますので、砂を減らすかどうかはわかりませんが、散布するタイミングというのですか、そういうものについてはもう少し見て、対応していきたいということでございます。また、砂を散布した後に、除雪車が入って行って、それをかき分けてしまって、効果が薄れてしまうのではないかとございます。それについても、やっぱりそういうお話もございまして、本来、砂をまく散布車と除雪車は、それが1対1で作業していればそういうこともないのですけれども、車両の台数も違いますし、しかも作業のスピードが違うものですから、なかなかうまくいかないというのが現状でございます。ただ、平成13年度から総合除雪ということで、砂まきの業者、排雪の業者、除雪の業者、これを一つの企業体として一括管理をしてやるという方式をとっておりますので、今後、そういう除雪をした業者に対して、連携をうまくとるように指導してきたというふうに考えております。

(土木)田中主幹

ロードヒーティングを市民の一部負担の中での沈静効果というご意見であります。これまでヒーティング要望というのはたくさん寄せられておまして、市内で市で管理する道路ということがあるものですから、市民が一部を負担して設置という形の要望というのはございませんでした。今、ご意見の中でありませうように、一部受益者負

担という形の中での設置については考えていなかったわけでありませけれども、今後につきましては、市民の多くの要望もある地域の中で、どのような対応をしていけばいいのかということも含めて、いろいろ考えていかなければならないというふうに思っております。

佐々木(茂)委員

前向きに検討いただくということで理解をしてよろしいと思うのですが、お願いをいたします。

次に、駐車禁止を希望する路線についてということでございます。私の方にも冬期間の駐車禁止、通年の駐車禁止への移行を希望する路線ということで、道路管理者である小樽市長から町会長あてに文書が届きました。先ほどの夜間の除排雪の問題等、いわゆる道路ですから、当然車は駐車禁止が当たり前ののですが、その指定された期間、私もたまたま関係しているところが2か所ございます。したがって、住民の理解がまだできていない状態で、私はこの間ちょっとお伺いしたのですが、警察署長権限を市長権限にということで、通年駐車禁止ということにしたいのだという要望書を出しなさいと、こんな形でございます。それらに伴って、学校の問題だとか、除排雪の問題を考えれば、当然のことながら手を挙げて、判を押して、町会長名で要望を出したいのですが、まだ住民のすべての意見を集約することができないので、まだ希望を出してございませけれども、市内の要望書の提出状況はいかがでございましょうか。

(土木)管理課長

委員のご指摘のように、冬期間の駐車禁止につきましては、警察の方から小樽市が特例としてこういう制度を設けていると。法に違反しているわけではないけれども、好ましい姿ではないのだということで、こういった署長権限で、1か月を繰り返し、4回で4か月、こういうやり方については考えてほしいということで、ご要望がございました。それで、私どもも駐車違反の関係がございませるので、市で独自で決めることにはなりませんので、住民の方が協議した中でご要望があれば、公安委員会の方の権限の中で通年駐車禁止にするか、あるいは駐車可能な場所とするか、これを協議していただきたいということで、町内会の方に通知申し上げたところで。

現在のところ、冬期の規制につきましては113路線というふうに考えておりましたが、その中で現在のところ、まだ回答いただけてない部分につきましては44路線あります。期日を一応指定しましたが、それを過ぎたからといって、即ということではなくて、随時意見としてまとまった段階で提出していただければ、公安委員会の方はその都度準備していくということでございます。

佐々木(茂)委員

ただいまの回答について、まだやはり確かに113に対して44か所、いわゆる要望書が出しえないという、非常に難しい問題ではないかなと思います。私の方も、住民がオーケーということであれば要望書を出したいのですが、よろしくお願いをいたします。現在のところ出してございませ。ですから、44のところの2か所を占める割合が非常に大きいのかと思って、痛感をいたしております。

最後になりますが、産業会館、高雄ビルというのが、国道を挟んで歩道橋がかかってございます。これは市の所管ではないのかなというふうには思いますが、お尋ねをいたします。近いうちにその撤去の見通しのありやなしやということでお答えできますでしょうか。

(土木)用地管理室主幹

浅草横断歩道橋についてでありますけれども、ご存じのように浅草通と国道5号の交差点に近接して歩道橋が設けられてございます。ご存じのように、小樽警察署の方から国道に進入した車は、左折する車両が非常に多くございまして、現在でも矢印信号によりまして、直進車両よりも通行時間を長く設けてございます。仮に今、委員のお話のとおり、この歩道橋をないものというふうに想定いたしますと、平面交差となりまして、左折する車両と横断する歩行者とのバッティングが発生してまいります。そうしますと、当然、車両の渋滞も発生し、歩行者の安全上の問題が出てくるということはいじゅうぶん考えられます。したがって、小樽開発建設部におきましても、この

ような見地から、当分、今のような状況の交通形態で処理していきたいと、そういうふうに聞いてございます。以上でございます。

佐々木(茂)委員

ありがとうございました。当分の間、そういったようなことで外れないということで理解をさせていただきました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

-----  
成田委員

まちづくりと協働について

私の方から、一般質問で市長に市長公約の中の基本目標であります「市民と行政の役割と協働」ということでお伺いしました。協働の件で、まちづくりと協働という形でお尋ねしたいと思います。

最初に公園課の方へお伺いしたいと思います。公園課の方で、実際に公園づくりに当たって、市民の方々と一緒に物事をつくる、公園づくりをするのに、市民の方たちの話を聞いたり、そういう場面が今までなかったと思うのです。今までは市がつくり上げて、そしてどうぞ使ってくださいという形で市民に提供してきたと思うのですけれども、これが実際市民が使って、これはよかった、これは私たちの公園だと言って積極的に憩える場所として市民に喜んでいただいているかどうか。この辺が一番大事なことでないかと。市民が憩える場所として提供される公園が、実際に市民が憩っているかどうか。質問の中で手宮公園の夜桜ライトアップ。これは市民の発想で、市民が運営して行って、それに市が協力したという形で行われていると思います。このような形の公園づくりをこれからもしていただきたいと思ひますし、今までも、運河公園につきましても、入船小公園につきましても、その辺の今までの経緯、経過というのはどの程度の、また、市民の方々が潤っているのか、お伺いしたいと思ひます。

(土木)公園課長

最近と申しますか、平成14年に完成した、銭函地区のほしの丘の上公園という公園がございまして、これについては、ワークショップという形で市民の意見を聞いて整備したという経緯がございまして。そのほかの公園については、どういう市民の方々が参加して、どういう形で進めたのかというのは、現時点で把握しておりません。

成田委員

一つの例として、旧手宮線の跡地、あそこをオープンスペースとして、公園課が担当して造成したと思ひます。あれも市民の声を聞きながらやってほしいということで、12年の3定の代表質問の中で、協働という形で質問させていただきました。それが山草会による花壇づくりが市民の協力を得て、今、観光客にも喜ばれているような旧手宮線の跡地が、遊歩道の中で活躍、活動、人の目に見られるというか、大いに喜ばれている高山植物などがあります。また、小樽公園も、せっかく小樽の中心街にあって、これを活用できて、そして市民が憩える場所として、これからも再整備検討会議を開くということで話がありましたけれども、これにつきましてこの会議が行われているかどうか、お伺いしたいと思ひます。

(土木)公園課長

平成12年から今までに至る経緯を簡単にご説明いたします。小樽公園の再整備についてですけれども、平成12年当初、土木部の若手10名で検討委員会を立ち上げておりました、その中ではゾーニング程度の絵をかいたり、そういう会議を設けました。それから、翌平成13年度は、関係する部局がたくさんございまして、それらの方々に集まってお話を聞いて、その中の課題を列挙したという状態です。昨年、平成14年度については、おもだった動きというのはなかったのですが、実はこどもの国の施設の利用状況だとか、それから各公園内の施設の現状把握というような、ちょっとハード的な感じで進めておりました。それで、今年の今後の予定と申しますか、それにつきましては、委員のご指摘のとおり、今後の小樽を代表する一番大きな総合公園ということで、市民の参加が

ひとつも必要だというふうに考えております。それで、それらの今まで出てきた資料に基づいて、今後は市民参加の公園づくりとして方向性を定めた上で、イメージがつかめるような絵、いわゆる基本計画のさらに前段のようなさわりといいですか、その辺の絵までには持っていきたいなど。これは市民参加でお金をかけないで、本当に市民と我々の手づくりでどんどん進めていきたいなど。その進め方については今後も検討しないとならないのですけれども、そういうふうなイメージで考えております。

成田委員

市民が参加することによって、市民が責任を持つと思うのです。すべて今までそうだったと思うのです。行政がつくって渡すと、預かったような形で、外から見ているような状態になるのです。それを市民がその中へ入ることによって、市民それぞれが責任を持つという形になると思います。小樽公園の中には、たくさんの施設があります。また、もう撤去してもいいようなものもあります。今、せっかくこどもの国で、小さい子どもたちやたくさんの方が集まってきますけれども、老朽化している施設も多いのです。これもやはり市民と一緒にやってつくって、そして市民が責任を持つような形で進めてもらいたいと思います。

それと、潮見台公園なのですけれども、潮見台公園は昭和58年に設置されて以来、そして、先日、5月に入りまして火災が起きました。これも放置されているような状態ですから、ぜひ市民参加型の公園を地域の人たちに呼びかけて、どのような形にしていけばいいかということで話を持って行って、地域の方々との協議していただければと思っていますけれども、そういう形をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(土木)公園課長

今後の進め方として、そのような形で進めていければいいかなと、そのように思っております。

成田委員

はっきりいわせていただければ、パークゴルフ場なんていいのではないかと考えているのですけど。あそこも景勝地でありますし、何回も言うのですけれども、1.7ヘクタールの敷地面積もありますし、先日、部長さんが行ってきてくれていると思うのですけれども、かなりの広さもあると思いますし、けっこうおもしろい。小樽市内の銭函にはパークゴルフ場があります。そして、武井委員が一般質問で質問されました長橋地区にも話があり、そして中央地区に一つつくっていただければと思っています。あそこは観光の名所にもなります。歴史的建造物もありますので、いろいろな施設が点在している地域ですから、それをまた活用していただけるようにして、また、市民に声をかけて、ぜひ相談していただければ。市民に声をかければ、市民も協力しますよ。何とかそこら辺、部長さんはどのように考えているか、お願いいたします。

土木部長

今、お話がございました潮見台公園ですけれども、先般、私もちょっと見させていただきました。市民参加型の公園の活用ということは、これからこういう方向性でひとつ検討はしたいなと思っていますけれども、ただ、今、お話があったパークゴルフ場ですけれども、グラウンドと木の生えている松林、あの部分でちょっと高低差もありまして、そうであるのだろうと思うのですけれども、やはりある程度のパークゴルフ場の機能を維持させるためには、相当数土工というか、土の動かしが出てくるだろうと。そういうことから考えますと、やっぱり費用的にも相当かかるかなというところがございまして、非常に厳しい財政事情の中で、非常に難しいなということが一つ、あと一つ、ご承知のように、潮見台貯水池ですか、あそこに入って行く通路が、これまた非常に延長が長くて幅が狭いという事情もございまして、どうにかこういう形で整理をされていったという部分もございまして、その辺はこれから、今、お話がございました市民の方々にもう少し聞きながら、これをどういう形の利用がいいのか、私どもとしても考えていかなければならないなど、このようには思っている次第です。以上です。

成田委員

パークゴルフはすごい人気の中でやっていますので、これを中央地区にひとつつくっていただければと思ってい

ます。市民も協力する体制をつくれると思いますので、公園づくりには市民に声をかけていただければと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

私の質問を終わります。

-----  
横田委員

朝里ダムの湖面利用について

一般質問で、朝里ダムの湖面利用はどうなっているか、やってほしいなというようなお話をしました。ご答弁では、温泉地区の活性化あるいは本市の観光振興に大きな効果をもたらす可能性が高いというご答弁もいただきました。しかしながら、水道水として本市の50パーセントを供給しているのだということで、安全第一。これは、もちろんそのとおりでわかります。それで、一般質問の後で、何か土現の方とも、この話だけではないでしょうけれども、事業課とお話が何回かあったようですので、もしそういうところ、できる部分があればお話をいただきたいと思えます。

水道局次長

本会議が終了してから、土現の事業課等と一定協議を進めてまいりました。事業課と話されたのでは、温泉街とダムは近傍にあることから、たいへん観光面では有効ではないのかというお話がございまして、私どもでもそのことだけは事実だと思っておりますが、水道局サイドとしては、観光的なプラスもあれば、子々孫々までおいしい水を残すという点では、マイナスの面もございまして、これは慎重に取り組まなければいけないと、こういうお話をしてまいりました。

横田委員

そのとおりだと思います。口に入るものですから、これは安全第一なのはもちろん言うまでもないことです。本会議の一般質問で申しましたけれども、最初から心配ばかりしていて、一切だめだということではだめでしょうし、そういうことではないようですから、私の方もこれを最初の契機としまして、これから何とか検討を進めていっていただきたいと思うところでもありますけれども、一番ご心配されているのは、例えば船が湖面に浮かぶことによって、当然水質が汚濁されるということなのでしょうけれども、私どもは動力船があそこをがばがば走り回る、そんなことは想定していませんし、それはもうだめだと思っております。手こぎボートの類、無動力船になるのかなという気はしますけれども、私どもの感覚では、ボートが浮かぶことによってオイルなんかが多少出るのかな、汚濁の心配はないのかなという気はしますが、一番心配されているのは、たぶん人身事故でしょうか。水中転落等々であまり言いたくないのですけれども、残念ながら事故が起きて、遺体が上がらなかったというようなことを想定されているのではないかと思います。浄化の技術といいましょうか、相当なものがあると思っておりますので、どうなのでしょう。舟艇が浮かぶ程度で、汚染の心配というのは相当あるのでしょうか。

（水道）水質試験所長

ただの水面のごみの防除だけであれば、それほど負荷にはならないと思えます。ですけれども、人間が集まることによって、人間はいろんな人間があられますけれども、さまざまな悪い人もおります。そういう人が近郊にいるようなものを投げたりいたしますと、それによってダム水がすぐに汚染される。ダム水というのは、一度汚染されるとなかなか回復しないものでして、そうさせないためにはあまり人を近づけない方がいいのではというふうに思えます。

横田委員

私ではないのですけれども、以前にも何かこういうお話をしたときには、一切だめだよと。もちろん管理は土現ですから、土現が言ったのかもわかりませんが、飲料水に使っているのだからだめだよ。わかりました、ご無理ごもっともというような形になっていたのかと思えますけれども、先ほどの土現のお話もありますし、私も実

際に行ってお話もしてきました。いろいろクリアしなければならない問題はたくさんありますが、今言ったように、人がたくさん集まればうんぬんというお話もあります。これをいろんな方法によってクリアできないこともないというか、全くゼロにはできないと思いますが、今、現状でも、これは答弁にもありましたけれども、人為的な水質汚濁の危険性といいたいでしょうか、ダムに行ってもごみを投げれば投げれるわけですから、浄化の技術で何とかカバーするという部分もあるのかなと思います。

時間が長くなりましたので、最後に局長から、展望といいたいでしょうか、このことも含めてご見解を伺えればと思います。

水道局長

このことにつきましては、市長からも本会議で答弁申し上げました。いずれにいたしましても、湖面利用につきましては、最終的には河川管理者あるいはダム管理者の権限ということでもありますけれども、今、次長、水質試験所長からも申し上げましたように、水道事業者の立場からいくと、今言った点は無理がある。ましてや、市内の水道の50パーセントぐらい占めているということになりますと、これについてはダム管理者である土現に対しまして、私の方は慎重の上にも慎重な対応をお願いしたいということではご相談申し上げているのですけれども、今、横田委員からありましたように、それらの具体的な利用方法についてお示しをいただきましたら、土現ともつながっておりますので、具体的にどういうことが可能性があるのか、それについては協議をしていきたいと考えております。

横田委員

わかりました。けっこうです。

委員長

時間がないのですけれども。

-----  
前田委員

朝里川ダムの水質について

通告していなかったのですけれども、朝里ダムの、水の関係、水質の関係、それで一つpHと電食というのですか、水道管の穴の関係を、東小樽地区と望洋台、桜方面で非常に多く聞いているのです。私の持っているアパートでも、立て続けに同じところで同じ部屋から、直してもすぐなつたというところがあったので、建設の方に入ってしまうと、今度質問できない立場になったので、ちょっと、今、時間があつたらと思って聞いたのですけれども、もしわかれば、因果関係と何か改善方法はないのかどうなのか、これをちょっとお聞かせしてほしいのですけれども。

(水道)水質試験所長

銅管の孔食には3種類ございます。遊離炭酸ガスによって起こる孔食、これを型孔食と言います。それで、今、小樽に起こっている孔食は型孔食というやつで、硫酸イオンと重炭酸イオン、これが1を超えると起こるといわれている型孔食でございます。そのほかにマウンドレス孔食といまして、腐食したそのところが山にならないというのがございます。型孔食、今、小樽で起こっているのは型孔食なのですけれども、これは、今、言いましたように、硫酸イオンと重炭酸イオン、この比が、ダムができる前は3近くございました。ダムができることによって、今は1.3ぐらいの比率です。ですから、ダムができることによって、銅管の孔食は起こりづらくなってきておりますけれども、1以上はある程度は可能性があるということで、小樽ではなるべく銅管損失のため銅管をつながないように、直接水と銅が接触しないような何かコーティングしたもの、そのようなものを使うように指導しております。pHは6.7から6.8ぐらいです。

前田委員

それで、この朝里の水の特色がそれに結びついているのか、ついていないのか、どうなのですか。何か特に多い

と聞いているのですけれども。

(水道)水質試験所長

今、言いましたように、朝里川水系の硫酸イオンと重炭酸イオンにおけるマツソン比と言いますけれども、その比が小樽では朝里川水系だけの情報です。ですから、銭函と天神は、それ以外は1以下ですから、その水系の水については銅管の孔食が起こっていない。だから、朝里川水系がほかの水系と特異的に違うのは、マツソン比というものが違います。それによって、朝里川水系の水については、銅管の孔食が起こっているということです。

前田委員

おきにくいのですか。それで、聞いたところによると、おきやすいらしくて、それを直す方法もあると聞いているのです。浄水場の大きな改修工事等々があった場合には、あるものを設備すれば改善できるというふうに聞いているのですけれども、これについて間違いありませんか。

(水道)水質試験所長

確かにpHコントロールといいまして、消石灰を入れてpHを7.5とか8までいたします。そういうふうにするとう孔食は抑えられますけれども、今、小樽の水がおいしいと言われているのは、pHが今6.7とか6.8と言いましたよね。このぐらいのpH度ですと、口に入れた場合、さわやかな感じがします。これがpH7.5、8となると、口に入れたときにべととした感じがして、水のうまみが失われます。そういうことで、これは結論みたいになるのですけれども、なるべくであれば、pHコントロールはしたくない。pHコントロールをしなくても銅管の孔食は、しないようなパイプを売っていますので、このようなパイプを使いたいと思います。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党。

-----  
高橋委員

情報化の推進とホームページについて

情報化の観点から、何点かお聞きをいたします。

一般質問の中で、情報化の推進について何点が質問いたしました。その中で、ホームページに関して質問をし、市長のご答弁の中で、今後1課1ページということで目標を持っていきたいのだというお話がございました。それで、各部局にお聞きをいたします。

水道局に先にお聞きしますけれども、ホームページに掲載ということで以前からございましたけれども、最近、中身を変更されたというふうにお聞きしております。前のものと何が違うのか、ねらいは何なのか、お知らせいただきたいと思います。

(水道)総務課長

水道局のホームページについてご質問がありましたけれども、基本的に市のホームページの立ち上げと同時に、状況についてのお知らせということで活用しています。そういった中で、15年1定のときの高橋議員のご指摘がございまして、そういった中で水道局としては、中身を改善させていただいてございますが、特に前回、凍結という形でQアンドA方式がなかったということで、これについては一応ページをつくりまして、そういったQアンドA方式での凍結による対処方法等について更新させていただきました。それと、若干、絵の部分とか、あるいはそういう質問事項も、私ども給水課で広報委員会をやってございまして、その中で対応させていただいていると、こういうような状況になってございます。

高橋委員

変更後の反応、反響はいかがでしょうか。

(水道)総務課長

実は、この更新した時期が5月23日と、こういうような状況になってございまして、ちょっと今その情報を入手してございませぬので、その状況については、また後ほどお知らせしたいと思ひます。

高橋委員

それで、指定業者の一覧がこのホームページの中になかったというふうには思っているのですけれども、この点はいかがですか。

(水道)総務課長

私も一応ホームページについては引き出してみまして、基本的には9項目がございまして、そういった中では、指定工事店に係る部分は掲載してございませぬでした。

高橋委員

指定業者に問い合わせをしてくださいというくだりが、たしか中にあるはずなのです。であれば、ぜひ一覧表を掲載していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

(水道)総務課長

お問い合わせ等の中では、一応指定工事店ということで載ってございまして、現在、指定工事店はございまして、そういった面につきましては、いろいろな連絡先等を掲載いたしまして、さらに更新していききたいというふうには考えております。

高橋委員

「水おたる」広報、これを確認させていただきます。

ここに悪質な訪問販売にご注意ということで、非常に大事なことだと思ひます。これについても、実はホームページの方に掲載がなかったというふうには思っているのですが、この点はいかがでしょうか。

(水道)総務課長

実は、広報の「水おたる」なのですけれども、一応7月1日に、今回新聞折り込みで全戸配布いたしました。そういった中身につきましても、ちょっと時期的な部分がございまして、それについてもできるだけ、こういったホームページがございまして、速やかに検討して掲載するように、広報で検討していききたいと考えております。

水道局次長

ちょうどホームページを立ち上げた時期と、札幌市で起きた強盗事件、その後、横浜の連続して水道局職員を装った事件が起きたものですから、急ぎょホームページを割いて、私どもの広報紙に載せた。ですから、時期の問題です。今後更新する際は、こういう点も注意して載せていききたいとも考えております。

高橋委員

ぜひよろしくお願ひをします。

あと、今後の予定について、水道局としてはこのホームページに関してどのように考えられていますか。

(水道)総務課長

今後、やはり各都市の状況等もございまして、一応、私どももそういった情報を参考にしながら掲載等については、市民に周知できるようなことについては、逐一更新していききたいというふうには考えてございまして。

高橋委員

次に、土木部に伺ひます。

市民要望の多い除雪に関してはいかがかということで、一般質問させていただきましたけれども、この点について土木部の考え方はいかがでしょうか。

(土木)用地課長

今、委員の方から除雪ということであったのですが、昨年からは土木部に関しましてホームページの開設ということで、特に道路、また、除排雪の事情について、ホームページでお知らせしたらどうかと、委員からご指摘がござ



いました。それで、私ども、道路の関係もございまして、答弁させてもらいましたが、今の道路の問題でいきますと、道路台帳というものがございまして、今、うちの職員の方で電算化してございます。そういったものがまとまる中で、どうやってホームページにそれを展開していくかということも考えていきたいなと思ってございます。また、私が代表で統括してございますけれども、除排雪につきましては、当然、これは市民が一番知りたい要望だというふうに、土木部としては理解してございます。それで、一つの例としましては、自分のところでやっている除雪事業者はどういう業者なのか。また、自分の地域で要望や相談があった場合、どこに連絡したらいいのか。また、市民が雪を投げるとき、市内に五つほど市民の雪捨て場がありますけれども、それをどこに投げたらいいのかという情報。また、これは気象庁で出している情報でございますけれども、降雪量、積雪値、こういったものも随時更新をしながらホームページに載せたらいいのではないかとということで、具体的には、今、土木部内で検討中でございます。うまくいけば、何とか今年の冬前にはホームページを立ち上げることになるというふうに思っております。以上でございます。

高橋委員

それと、課長、旭川市のホームページはごらんになったことがありますか。

(土木)用地課長

申しわけございません。ちょっと確認はしてございません。

高橋委員

ここにはあるのですけれども、非常に今の内容をコンパクトにまとめてあるのがありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

建築に移りたいと思います。建築都市部の方で現在進められているもの、もしくはこれからの予定についてありましたら、お知らせ願います。

(建都)住宅課長

建築都市部のホームページの取組ということでございますけれども、今、都市計画課の方でございしますが、8月をめぐって1課1ホームページという形になると思うのですけれども、昨年策定をいたしました都市マスを掲載していきたいという形で考えております。

それから、これは都市計画課、デザイン課も含めて、住宅課もそうなのですが、いろいろな届出書類というような関係がございまして。そういったものも、今ではそれぞれ担当の方にとりにいかなければならないというようなこともございまして、それをホームページ上の各課のところに掲載をして、ダウンロードできるような形にすれば、パソコン上で処理といいますか、打出しをして、それを持ってくることによって往復することもなくなると。そんなようなことも取り組んでいきたいなというふうに思っております。都市計画課が、今、先行しておりますので、全体としては先行事例といいますか、そういう形で都市計画の活用をちょっと模範になりながら、それに応じて各課も勉強をして、早急に取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

高橋委員

今言われたように、住宅に関しては非常に要望が多いと思うのです。これについては、できるだけ早く取り組んでいただきたいというふうに強く要望をしたいと思いますが、いかがですか。

(建都)住宅課長

特に、市民生活に最も関連をされるといいますが、住宅課というのはそういった役割を果たしているというふうに認識しておりますので、さまざまな情報なり、そういったものを的確に市民の皆様に提供する。その手段としては、ホームページといいますか、パソコンを利用しながら発信をしていくというのは非常に重要な手段であるというふうに認識しておりますので、なるべく早い時期に課なりで検討しながら、こういったものが市民の皆さんにとって非常に大切なのかということも判断しながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

-----  
佐藤委員

土木部予算のマイナス要因について

土木部にお聞きします。当初予算で70億円、昨年が91億円ですから、21億円くらい当初でマイナスになっていますけれども、この要因について初めにお伺いします。

(土木)管理課長

土木の予算につきましては昨年より減ということですが、現状の中で、例えば臨時市道整備事業とか、あるいは土木の道路の増設というようなところがだんだん新規のものが無いという中で、少しずつ集約された中で減につながっているということです。

佐藤委員

2定で9億円を補正しましたから、21億円のうちあと12億円ですね。12億円の中で道路橋りょうの部分が11億円マイナスになっているということで、今の答えと合っているのですけれども、橋りょうの部分はお金がかかっていませんから、道路の部分を大幅に減らすのだという予算になっているのですけれども、なぜこういうふうになるのか、教えていただきたいと思います。

(土木)建設課長

一番の要因は、今、改良地区で行っております街路、それが大きなお金がかかっておりましたけれども、終末に近づきまして、また同時に中央通が全部完了になっております。あと一部残っておりますけれども、そのお金は3、4千万円というところで、街路の予算が一番多くとります。あと歩道だとかいろんな工事費、これは本数が14年度に比べまして落ちておりますので、全体的に予算が落ちておるという状況でございます。

佐藤委員

道路の構造スタンスが、前の部長のときから、いわゆる郊外型ではなくて市の中心型になってきたということで、市の中心部がそろそろ古くなってきているし、また、舗装しなければいけないということで、そういうスタンスできたのですけれども、このスタンスはまだ変わっていませんか。

土木部長

確かに従前は郊外型ということで、銭函地区に特に力を入れてやってきたという実態でございますけれども、今、お話のように最近では市内の既存道路の老朽化を含めて、観光施設が特にあるそういった歩行者を対象にした保全的な対策を、これから年次的にという感じで、一次的にそういうところを整備していきたいということで、その方向性は変わっておりません。

佐藤委員

予算が落ちているということで、市民サービスの低下につながらないようにお願いしたい。

除雪費について

もう一つ、除雪費の部分ですけれども、平成10年度からの降雪量と除雪費を教えてください。

(土木)土木事業所長

平成10年度から14年度の過去5年間なのですけれども、それについての除雪費と降雪量のことですが、除雪費については細かい数字までではなくて、100万円単位まででよろしいですか。

佐藤委員

はい、よろしいです。

(土木)土木事業所長

平成10年度につきましては約12億1,700万円、降雪量につきましては748センチです。11年度につきましては12億3,200万円、降雪量については603センチ。12年度におきましては、除雪費は10億9,400万円、降雪量は465センチ。

13年度は8億4,000万円、降雪量は387センチ。14年度については決算はまだ最終的な議会議決が得られておりませんが、うちの方で見ているのは9億9,800万円、降雪量につきましては526センチでございます。

佐藤委員

平成11年度までは、降雪量と除雪費は比例してきたのです。ただ、これを見たらわかるとおり、12年度から降雪量がいくらあっても除雪費は使わないというふうに来ています。昨年なんかは524センチ降っているけれども、9億円ちょっとしか使わなかったのかという中で、今年予算を見ても、昨年並みの9億6,000万円。昨年は9億6,000万円だったけれども、1,800万円ぐらい流用したのでしょうか。そして、埋めたということですね。これはたぶん、市長から何ぼ雪降っても使うなど。これ、財政部長、そうやって言っているのでしょうか。

財政部長

使うなという表現は別にしましても、やはり限られた予算の中で、いかに効率的にやっていただけるかということと、財政サイドは所管の方にはお願いしてございます。

佐藤委員

その辺のところだよ。いわゆる、がんじがらめになっていくのか。去年の暮れから今年にかけての除雪の質というのは、非常に悪かった。私はすごく悪かったと思います。やはり予算に合わせた除雪しかできませんから、市民生活に多大な影響を及ぼしている。これを今年はどう考えていくのかと。土木部関係も大変だと思いますけれども、この9億6,000万円を当初予算で抑えてということは、また、今年も除雪の中身が非常に悪くなるのではないかと、私はそういう危ぐを抱いているのですけれども、いかがですか。

(土木)土木事業所長

当然、予算を計上する上では、我々の方では一つの想定をした形で、いろいろな過去のデータを用いて行っております。それがベースとなっております。除雪の入る回数、また排雪の状況、またロードヒーティングというものを勘案しております。また、雪捨場の状況、そういうことで、当然そういうものを積み上げた形で行っております。1センチ降っていくらというのは、一つの目安ではございますけれども、当然いろんな形で積み上げて行っております。その中で、ずっと過去の形をとっている部分もございまして、そういうことで除雪の従事しているやり方、除雪作業自体もいろいろとやり方を変えて、効率的なやり方をやっている部分があります。

雪捨場所につきましても、勝納の雪捨場の中でも、中央ふ頭のところですごく高く山積みになった形を解消するためにどうしたらいいかということで、新たな雪捨場を民間の用地を借りて対応した。そういうことで、少しでも雪捨場の処理のコストを下げると、いろんな努力もしている部分もあります。そういうものをまだすべて出し切っているというか、まだこれからも当然検討して、少しでも効率的な方法をとらざるをえない部分、とっていかねばならない部分がございますので、そういう方法で今の一つのそういう予算を我々の方で計上して、予算をつけてもらっているところでございます。

佐藤委員

市民サービスの低下ということでは、私は非常に危ぐしているのです。昨日の委員会ではないですが、あいう見舞金も削減するとか、あるいは市民サービスに重大な影響を及ぼす、あるいは事故につながりかねないような除雪をおろそかにするだとかということにしていって、そこから浮かして行って財政を健全化しようという考え方は、私は間違いだと。もっと違うことがあるのではないかと。やっぱり市民にはなるべく迷惑をかけないような形で創意工夫をしながら、財政というのはやっていかなければいけないのだろうと、私はそういう思いです。土木部は、その中でもって一生懸命頑張っていると思います。もし7メートルぐらい降ったらどうですか、これはやっぱり補正をかけないといけないでしょう。財政部長はどう考えていますか。

財政部長

今回の本会議の中でも市長から答弁をいたしておりますけれども、今後の財政需要が今のところはっきりしているものというのはそれほどございませんけれども、今後そういった突発的なことが起きれば、これは当然何らかの方法は考えていかなければならないと思っております。

土木部長

今のお話でもございましたように、7メートル以上雪が降ったらどうするのかという話でございますけれども、私どもは、先ほど所長の方からもお話ししていますように、13年度から総合除雪ということで、それぞれ市内4地区に分けて、各JVで責任を持った除雪をやっていただいております。たまたま13年度につきましては、降雪量が少ないということで、データそのものも不足している。市民のニーズ、いろいろなことを検討してございましたけれども、去年は、先ほどお話ししましたように524という降雪量がございました。事業費も9億9,000万円ほどになってございます。これを当初予算に比べて若干流用させていただいたという経緯がございます。そんな中で、先ほど来お話ししていますように、総合除雪をやってきてございますけれども、ただその対応の仕方、まだなれていないということ、総合除雪を企業体の中で、除雪のやり方について相当数時間をかけなければならないのかなと思いますけれども、まだスムーズに流れていない部分、そしてまだ無駄な部分があるのかなと。そんなところを今回は検証させていただきながら、私どもとしては、こういった方向でやっとコストが軽減されるかなと思って、手短かにできるだろうと、そういう見方をしている部分もございまして、先ほどお話ししました中央ふ頭基部の雪捨場の管理につきましても、水中投棄を少し多目に入れまして、ロータリーの機械を使うということで節減を図っていくと、いろんなことを、今回できる範囲のことを組み合わせただけで、今回予算計上をさせていただいております。これも一定の降雪量は想定してございますけれども、今、お話にありましたように、これはもう本当に大雪だった場合には、そういった状況も踏まえながら、どうしたらスムーズに市民サービスの低下にならないようなことで除雪ができるのか、その辺を創意工夫しながら本当にやっていかなければならないと、こんな気持ちで私どもは考えてございます。

佐藤委員

関連してロードヒーティングのスタンス。これは陳情・請願で何本か出ていますけれども、ロードヒーティングに対してはどのようなのですか、今後も行われるのか、この辺のスタンスをはっきりしていただきたい。

(土木)田中主幹

ロードヒーティングにつきましては、現在約220か所ほど設置しております、緊急で対応する箇所というのは報告しているというふうに思うのですが、さらに、どうしても先ほども申したように、信号で止まるという形のもが出てきたら、また、これは検討していかなければならない部分なのかもしれませんが、今後は既存の施設の更新というのを迎えておりますので、その辺は実際に耐用年数等をチェックしながら、今ある施設をどういう形で更新していくかというふうに、そちらの方に重点を置いていきたいというふうに考えております。

佐藤委員

基本的には今の施設を維持していくと。万が一何かがあったときには考えなければいけないと、こういうスタンスでよろしいのですよね。

(土木)田中主幹

はい。

佐藤委員

では、これはこの件で終わります。

駐車場特別会計について

あとは駐車場特会がありまして、今、特会にのっかっているのは駅前駐車場と駅の横と、それから稲穂の駐車場、このようになっています。当初予算から赤字なのです。稲穂の駐車場に関しては、収入は1,800万円で見積もって

おりますけれども、支出が2,500万円。これでもう700万円の赤字予算です。駅広は1,200万円の収入を見積もっており、支出は1,400万円です、ここも200万円の赤字。駅横は1,400万円の収入ということで、700万円の委託料ということで、ここはプラス700万円ですけれども、起債が3,500万円ありますから、ここも赤字。ということで、総体で3,600万円赤字になっているという初めからの予算です。この駐車料金というのは一般世間でいうと、だいたい駐車場で生活している人もいますから、こんなに赤字になるものなのかなと思うのですけれども、この三つの駐車場に関してどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

(土木)管理課長

委員がご指摘のように、駐車場特別会計につきましては、年ごとに財政状況が悪化しているという状況です。一番大きな原因につきましては、やはり利用の数が減ってきているということと、駅横駐車場についての償還の部分が、購入費がかなりその当時は高かったということがありまして、その部分の負担がかなり大きく残っている。稲穂駐車場も年数はたってきましたけれども、逆に言えば、その部分の償還は終わっているということですので、駅横の償還部分がかなり負担になってきているという点でございます。

佐藤委員

駅前30分無料ですから、そういう部分もあるでしょう。この三つの駐車場の委託料が4,000万円ぐらいになっていますけれども、これはどこに委託しているのですか。

(土木)管理課長

小樽駅前ビル株式会社に3駐車場を委託しています。

佐藤委員

稲穂駐車場、これはずっと赤字だったのですよね。それで、少しよくなったかなと思って調べると、まだよくなっていない。かなり老朽化しているでしょう。もう維持費、補修でも大変だろうという中で、今、利用状況というのはどうなっていますか、わかりますか。わからなかったらいい。

調べておいてください。たぶん、利用状況はかなり悪いのではないかと思います。何台入って、今、何台ぐらいになっているのかと。ちなみに、全日で定期駐車料金が1台1万5,750円、あの駐車場ですよ。夜間で7,870円。これは、ちょうど半分だと思えるのですけれども。私は、自分のことであれですけれども、稲北の駐車場がまだ建てて3年目ですけれども、あそこは1か月で1万4,000円です。あの古ぼけた幽霊が出るかもしれないというような駐車場に1万5,000円を入れる人がいるのかな。それから、駅横に至っては、1万8,000円ですよ、1台、月決めで。これは、ちょっと全く合わないのではないかと、今の時点で。デフレ、デフレでかなり下がってきているのに、全く何も関係ないという形で運営されているのだらうと思う。この辺の料金体系というのはどう考えますか。

(土木)管理課長

委員がご指摘のように、3駐車場でいろいろと料金が違っておりますが、駅横について料金設定が1万円いくら、近隣に比べても相当高くなっているという現状は認識しております。稲穂につきましても1万5,000円うんぬんということですが、現況利用台数が減ってきている中で、民間の駐車場につきましても、設定当初は同じような金額だったのかなと思いますが、だんだん経営上、何軒か値下げして利用率を高めるとか、そういうことになっていきますが、市営の駐車場ということで、条例にのっとってやるということで、条例改正して料金の設定をし直すということなので、考え方としては、実際に料金を下げて、歳入の分として利用率が上がるかという明確な根拠を示すというのもなかなか難しいことですが、経営上、近隣の各駐車場についても調査しておりますので、今の料金でいいというふうには考えておりません。

佐藤委員

市役所で経営しているものでプラスになっているというのはほとんどない。産廃ぐらいか。あれは金のなる木で、産廃はプラス、それ以外は全部マイナスだと。ですから、考えなければいけないというのは、やっぱりもう少し駐

車場経営でもし自分が食べていくとしたらどうするのだということも考えて、少なくとも3,600万円、これが当初から赤字でなかったら、昨日みたいなふれあい見舞金が百何十万円だとか、1,600万円だとか、生活保護が百何十万円とか、こんなことはずっと出てくるだけの話なのですけれども、3,600万円を黒字にしなくても、赤字にしないという方策を立てていかなければいけないと思う。何か考えていることはあるのでしょうか。

(土木)管理課長

外部の方にも何度か、いろんなご注意をいただいております。現在、一番多く私どもが取り組んでいきたいと考えているのは、稲穂駐車場につきまして、今の中でも委託という形なのですが、これを譲与あるいは貸し付けるといような形で、全面的に現在あります小樽駅前ビル株式会社の方に委託した中で、こちらの方の市の持ち出し部分などを、逆に言えば貸付料という形で若干でもいただいた中で運営できないかと、こういうことで、駅前ビル株式会社とは今年に入って何回か協議させていただいております。

佐藤委員

その辺も含めて、駅横なんかももう少し入れるように料金設定を考えてやっていただきたい。これは私も見させていただきます。

私道整備の補助制度について

あとは、このごろ感じるのですけれども、国道、道道、小樽市の市道と、それ以外のところは私道路、この総延長というのはわかるものですか。市道に関してはわかると思うけれども、私道路の総延長というのはわかりますか。

(土木)管理課長

土木サイドで私道の部分を、各課の知っている者に聞いたのですけれども、私道については押さえていません。ほかの部にも確認いたしましたけれども、私道の総延長がどのぐらいあるかという数字は具体的には押さえておりません。

佐藤委員

一応、機会があったら押さえていただきたいと思います。補助制度についてはどういうふうになっていますか、私道に関して。

(土木)管理課長

私道の整備助成につきましては、従前2分の1を基本として助成しておりましたが、平成15年度につきましては予算の関係がございまして、3分の1補助ということで改正させていただいております。

佐藤委員

私はこの間、歩いてみて、天神町だとか奥沢方面へ行くと、交互になっているのです。おもしろいと言ったらおかしいですけれども、市道で整備されているその下が、今度、私道で全くながたがたになっている。もう一つ下へ行くと、また、市道が整備されている。その下はがたがたになっている。こんな道路があちこちにあるのです。私道を見たらすぐわかります。ああ、私道路だと、これは整備されていないと。地域の人が何かしてくれませんかという話があるのだけれども、私道だから難しいですよと。2分の1だったやつが3分の1にまで下がってしまう。私は、同じ小樽に住む小樽市民のうちの前の道が、片方は整備しますよと、片方は3分の1しか助成しませんよということで今後いいのかどうかという問題がある。やっぱり何らかの政策を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと。何も自分の所有地だもの、私有地だもの、我々が手をかける必要はないよという話もありますけれども、でもやはり何とかしたいという地域住民がいたら、そこに手を差し伸べてやることも、私は政策の一つではないかと思っています。この辺はどうお考えでしょうか。私は、もっと、3分の1からもう少し助成を増やした方がいいのではないかと、そういうふうには思っていたのですがいかがでしょうか。

(土木)管理課長

私道整備助成につきましては、ここ数年来、600万円前後の予算ということで、件数的には年間で10件程度とい

うことで推移してきた経過がございます。その年度によって、大きな私道を住民がいちいち協力して積立てしたりなんかしてやるということで、若干の波があります。ただ、私道の延長自体はちょっとつかまえておりませんが、現在、市道の部分で約550キロぐらいでございますが、それ以上の数字が私道にあるというふうに考えておられて、さらに現在、法定外道路という関係もございまして、いわゆる2メートル、3メートルの現状道路となっている部分が、国の方から権限移譲の中で小樽市に管理が移されてくる。その中でどんどん増えているという状況にあります。正直言って、予算的な面がある程度きちとした中でなければ、例えば現状2分の1から3分の1に今年変更させてもらいましたが、じゅうぶん私道助成を利用して道路を直したいという方について、対応しきれなくなるのではないかとこの予測の下に、3分の1に下げさせていただいて、件数がたくさん来ても、ある程度対応していきたいというふうに考えた結果でございます。

佐藤委員

私も、過去には2か所ぐらい、地域の人方とお話しをして、応分の負担、半分の負担をしていただいて、私道を直した経験がございます。ただ、なかなか難しいのです。一人でも出したくないという人がいればなかなかまとまらないという中では、やはり大変な問題かなと思いますけれども、長い年月がたっていくうちに、ほったらかしてもおけないなという道路も出てきますので、今後とも検討をお願いしたいと思います。終わります。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたしまして、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時45分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

-----  
武井委員

除雪費について

それでは、公明党の佐藤委員と重複するところがあるかもしれませんが、通告してありますので、視点を変えたいと思いますから、お答えください。

除雪費の問題でございますけれども、当初予算が6,880万円であったものが、今期の補正を含めると9億6,880万円、こういう状況になっているのですが、全体では対前年比で1,880万円少なくなっているのです。これは先ほどの佐藤さんの答えにもちょっと出ましたが、雪は多いか少ないかはわからない。平成13年が387センチ、14年が524センチと、こういうふうに少なかったと思ったら多くなるものなのですが、予算がこういうふうに非常に減額されておりますが、この予算を盛るに当たっての何か根拠。これはこういうふうに見積もったのだ、いやいや違う、少ないときは補正を組めばいいのだから、こういうふうに見積もったのだと、これは、どちらの方を考えていっているのか、お答えください。

(土木)土木事業所長

基本的には過去の経緯を見てきております。今回の予算に当たりましては、一つの降雪量を予測した形で、その降雪量に見合った数値ということで出しています。想定降雪量につきましては、去年の平均ということで、去年に降りました量を平均して、524センチ、その総数量で、だいたい除雪の入る回数とか、あと排雪量を推定するとか、そういう形でこれを見積もっております。

武井委員

それはまあそれでいいのですが、雪の量についてはわかりました。過去の平均なども考えて盛ったのだと思いま

すが、これは先ほど佐藤さんへの答えがあったかと思いますが、補正を組みますよと、こういうふうにとらえていいのですね。その対応は、いやするのだよと、市民には迷惑かけませんよと、だから、こういう予算を盛ったのだと、こういうことでいいのですね。

土木部長

なかなか難しい質問ですけれども、私どもが先ほどお話しいたしましたように、過去のデータから、この平均で降雪量を想定しているわけですが、それ以上降ったらどうするのだという話になるのですけれども、これも先ほど来、答弁させていただいたのですけれども、私どもは総合除雪を過去2回、二冬ですけれども経験してございますし、直轄の中でJVとの業務の中身を再度検討させていただいた中で、行政がもう少し介入することによって、市民サービスが低下しないことができるようなことがないかどうか。それからまた、従来からそこそこの業者でしていたことを、総合除雪することによって経費の節減ができないかとか、その辺を重点的に検証した結果、何とか545の降雪量の推定でございますけれども、合わせまして9億6,800万円で何とか行けるのではないかとということで、今回見積りをさせていただきました。それ以上降った段階で、また、どうするかという議論もあろうかと思えますけれども、何とか当初からそういった想定もしながら、できるだけ市民サービスが低下しないような除雪の方法をしながら進めていきたいなと、このように思っております。

武井委員

そういう考え方であればそれでいいのですが、それについてさらに突っ込んだ中身に触れてみたいと思います。

今、そういう考え方での予算の組み方のようですが、除排雪業務委託料、これが対前年比3,750万円、これは増えています。予算が多くなった理由、これは委託範囲でも広がったのですか。それとも、どうしてこういう予算が対前年比でこれだけ多くなったのか。

(土木)土木事業所長

今回、補正で上げました2定の部分と当初1定の部分とを足した中の数字と、前回、平成14年度の予算との比較の中で若干増えています。

武井委員

3,750万円増えているのだ。

(土木)土木事業所長

その委託料が増えた原因でございますけれども、いろいろ中で細かくはあるのですけれども、大きな原因としては、昨年度の当初の排雪量より今年の排雪量を8万立方メートルほど多く見積もっています。そういう理由で委託料が増えています。

武井委員

排雪量が8万立方メートル増えたから委託料が増えた。だから、除雪や排雪をする範囲の広さ、委託の面積というのは何も変わらないのだと。こういう意味で理解していいのですか。

(土木)土木事業所長

そのとおりでございます。今の段階では除雪延長の増、排雪延長の増ということで、特に今、見積りの中ではという考えの形で排雪量を増やしております。

武井委員

それで、車両関係経費が相当増えているのです。当初予算で100万円しか盛っていなかったのです。それが4,362万円、これは補正を相当多く組んでいます。何か新しい機械でも購入する考え方があるのですか、いかがですか。

(土木)土木事業所長

平成15年度の1定のときに予算を上げさせていただきましたのは、4月、5月、6月分の車両の燃料費だけを、春先の雪捨場の雪割り作業とか、そういう作業がございますので、その分の必要最小限の部分の上げさせていただきます。



した。2定、今回の部分で上げさせてもらいましたが、そのほかの部分、これから冬に向かって作業をする部分のガソリン、軽油代、燃料費とか車両の修繕費、言うなれば車検代とか、それは市で持っています車両、ロータリー車が多いのですけれども、そういう部分の車検代を今回4,200万円ほど上げさせてもらっています。

武井委員

そうすると、当初の100万円はガソリン代だけだったのだけれども、その後、車検代とか修理代、これを見積もった結果、4,362万円になったと、こういう理解でいいのですね。

(土木)土木事業所長

そのとおりでございます。

武井委員

次に、除排雪車の車両借上料、これが1,747万円少なくなっているのです、対前年比で。車両の借上料というのは、ダンプやなんかを町内会が貸してくれとかなんとか言ったときにダンプを出しますが、この借上料というふうに理解していいですか。いかがですか。

(土木)土木事業所長

借上料の中には、先ほど雪捨場の話をしたのですけれども、雪捨場の中で市が持っている機械でやる部分と、市が持っていない機械を使用する場合についてはそういう借上料でございます。まず1点目はその点です。そしてもう一つは、今、委員が申しましたような貸出ダンプ制度のときに、積込み機械につきましては地元の方が管理してございまして、運搬については市の方で手配するというので、そのダンプ代です。あと市の方で直営部隊がございまして、直営班の排雪のときに、同じように排雪の部分については、市の方でダンプを持っていないものですから、それを借上げて行うということで、大きくはこの三つでございます。金額的には貸出ダンプの部分が多いのですけれども、今回減りました部分については、貸出ダンプということではなくて市の方の直営の部分の今まで班編成といたしまして、一部2班直営部隊がございましたけれども、1班にして、民間の方でそれを処理することになりました。そういうことで、民間の方における委託業務の方にそのお金をカウントされたことによって、これが減になってございます。

武井委員

今、排雪用トラックの管理料ですが、何台ぐらい考えているのですか。

(土木)土木事業所長

たいへん申しわけないです。私たち、今すぐ即答できないのですが。

武井委員

それでは、それは後ほど終わってからでもけっこうですから、教えてください。

砂及び融雪剤散布について

次は、先ほども砂まきの問題が出ました。この砂と融雪剤の問題です。これは2,485万円ほど増えているわけですが、この内容。砂だとか融雪剤にはどんなものがあるって、いわば塩カルなんかは評判が非常に悪いのですが、それらの悪いという評判の塩カルをそのまま使うのかどうかなども含めてご答弁ください。

(土木)土木事業所長

砂、融雪剤についてのご質問ですが、まず最初に砂についてなのですけれども、一般に大きく分けまして、砂については車でまく砂、それと砂箱に入れる砂の二つございます。今回、散布車でまきます砂につきましては、細砂と呼ばれている砂でして、まき砂を使うことで考えております。砂箱に入れておく砂でございますけれども、これについてはまき砂ということではなくて、若干大き目の砂、7号碎石と呼んでおりますけれども、そういうものを使うということで、今、予算に計上してございます。

次に、凍結防止剤の話で塩カルの話がございました。基本的には市の急坂対策というのですか、坂道の対策につ

きましては、小樽市の場合は砂箱の砂の散布で対応しております。ということは、そういう凍結防止剤というのは基本的には、通常はまかないのですけども、緊急の場合、早急に、例えばロードヒーティングが異常を来したとか、そういうことで急に路面を出さなければならないということが生じたときに、そういう凍結防止剤をまいているのですけども、凍結防止剤にも環境に配慮したものとかがいろいろございますけれども、小樽市で現在まいていますのはNM-MIXと呼ばれて、一般には環境に配慮したと言われている、そういうものをまかせてもらっています。

武井委員

砂をまくものには車用と箱用があるようですが、箱もご存じのように、ああしてなくなったら補充、なくなったら補充とやっておるのですけども、あの砂は普通の海の砂とは違って、わざわざとがった砂にしているそうですけども、あの袋は1袋いくらかの値段がするのですか。

(土木)土木事業所長

重さは3キロ入っております。3キロで約70円です。

武井委員

それは間違っていないですか。本当ですか。一けた違ってないかな。違ってない。

(土木)土木事業所長

いわゆる砂箱に入っている砂という意味ですね。

武井委員

そうそう。

(土木)土木事業所長

凍結防止剤のことですが、こういう米袋みたいなものに入っているものは、あれは25キロなのですけども、砂箱に入れてあります砂については3キロです。

武井委員

あれ3キロなんか入っていないよ。

(土木)田中主幹

うちの方できちとはかって3キロ。ですから、1キロで3.30平方メートルとれるような形でセッティングしています。

武井委員

値段も70円に間違いないのですか。

(土木)田中主幹

間違っていない、はい。

武井委員

わかりました。

ロードヒーティングについて

それで、最後にやっぱりロードヒーティングにいくのですけども、ロードヒーティングが対前年比6,600万円、今回安くなっているのですが、このロードヒーティングの値段が安くなっている。しかし、補修やなんかして、今までのロードヒーティングしてあるところは維持していきたいと、こういう答えですから、それでこのところに6,600万円も安くなっている。これはどうもちょっと理解ができません。今までのところは補修しても維持していきたいと。しかも、今もう既に我々のところへ、建設常任委員会に3本もロードヒーティングの設備要求が来ている、陳情が上がっていると。こういうことで、これからはもはやっていくとすれば、だんだん増えていかなければならないと思ったのが、6,600万円分減っているというのはどういう考え方なのか、お答えください。

## (土木)土木事業所長

今回、予算に上げさせてもらっています数字を対前年度の数字と比較すると、これだけ出てきています。対前年度、14年度のときの予算を組む段階では、13年度の冬の途中に組むものですから、12年度のときの実績というのですか、これを参考にしてやっています。今回につきましては、2定の補正で出たものですから、14年度の実績が出た段階で、今のこういう形で上げさせてもらっておりますけれども、その中でいろいろと変わった部分につきましてご説明いたしますと、一つは北電の電力料金が昨年の秋に下がったというのが一つの原因になっているわけです。これについては、将来上がるか下がるかというのは今の段階ではわかりませんが、今の現状の中での電気料金の算定で行っております。そのほかに、我々もいろいろと効率化を目指しているのですが、効率的なものを考えた中で、保守・点検業務とかを毎月やっているのですけれども、その保守・点検業務のいろいろな点検の項目だとか、そのやり方とか、そういうようなものを考えてといいますが、もう少し効率的な方法がないかということで考えた形で削減をしております。それと、ロードヒーティングの通電の方法につきましても、一つは当然電気の入っている時間が長ければ、それだけ電気代がかかるものですから、入る時間を短くするために小まめに切ったり入れたりしたことや、そのほかに、新聞なんかで見えますと、一部切れるところはないかということで、少し毎年切っているところもございます。そういうものもあわせた形で、今回、14年度に出た電気代の実績を加味した形で、今回のロードヒーティングの値を延ばすとか、そういうことですから、今、電気代を削るために、大きくヒーティングを削減して、電気代を浮かすということではございません。

## 武井委員

あなた方の努力は今のお言葉を聞いても本当にすごいなと、私は思っています。これは恐らく部長がそういう指導をしているのだらうなとは思ってはおりますが、ただ私が危くすること、お願いがあるのですが、昨年のようにこれは電気代のことを考えたのでしょうか、途中でをもって1車線分を止めるとか、こういうのがあって非常に混乱を起こしたということ聞いていますが、そういうことのないように。どうしても車が片方だけは通っているから、片方はいいのだと言うかもしれませんが、そこへ行った車は引き返さないのです。引き返せばいいのですけれども、やっぱり引き返さない、何とかしておりようと、こういう気持ちになるものですから、止めたり、片方にしたり、こういうことはしないように。節約することはけっこうですけれども、その点はひとつ安全対策を含めてお願いをしたいと、こう思って、これは要望ですから答弁は要りません。

ついでに、このロードヒーティングなのですけれども、先ほどもちょっと言いましたが、私ども、平成11年から今年の1定までに、建設常任委員会に11本の陳情が上がっています。今回もう既に新たに3本また上がっている。ということで、このヒーティングの陳情というのは、私はこれからも上がってくると思うのです。ところが、私が代表質問の中にも触れましたように、平成8年の陳情第20号のように、何ぼ全会一致でもって採択しても、その後何も進展がないと。私は平成10年にもただし、また今回もただすのだけれども、何もなっていない。こういうことでは期待感だけ持たせて、そしてなかなか音さたなし。もう平成8年から今までですから、丸7年ぐらいたつのです。ですから、それでは困るのです。だから、私はこういうロードヒーティングの陳情が上がるについて、佐藤さんもさっきちょっと触れておられましたけれども、どこに視点を置いて、どういう基本姿勢をあなた方が持っているのか。例えば新谷さんのときは、第1次ロードヒーティングの期間、第2次と、こういうふうに、そしてきちっと、あのころは、ため込み主義と言われるほどまだ金があったわけですから、これはああして1次、2次に分けて地図の上にはずっと示すこともできたのでしょうか。ところが、今はそれができない。我々も、市民と皆さんの間に入って非常に苦しんでいます。何でということはず言われます。もちろん、今が、先ほど言いましたように、古いところをどんどん修理する段階に入ったと。もう10何年も入ったのだから、その段階へ入ったのだからというあなた方の趣旨はわかりますが、それだけではまだ市民は納得しません。したがって、ロードヒーティングにはどのような姿勢で今後臨んでいくのか。私も第3期のロードヒーティングはないのかと言って、代表質問でただしたこ

ともあります。ですが、それはあいまいになっています。恐らくあれはノーという答えだろうと、私は、今、理解しているのですが、どのような考え方でロードヒーティングに臨むのか、これひとつ部長、きちっとしたところを決めてください。

土木部長

ロードヒーティングの敷設の考え方ということで、50年代から一律ということで、相当数の路線にロードヒーティングを敷設してきたわけですが、一つは先ほどちょっとお話ししていますように、老朽化してきていると。路面が相当数やはり傷んできているので、配線関係等に影響してくるということで、その補修を進めていかなければならないということが一つあるわけなのですけれども、そのほかにご承知のように、9億6,000万円のうちロードヒーティングに係る費用というのは約2億3,000万円という、昨年は約3億円ほどかかっているわけですが、だいたい3分の1弱ぐらいを占めているという中で、これからロードヒーティングを敷設していく上において、当然維持をしなければならない。どんどん増えていくというのが一つあります。そんな中で私どもは、これからロードヒーティングを敷設する場所については、公共施設、特に小中学校とか公共機関があって、どうしてもつけなければならない場所だとか、それにはやはり小樽の場合ですと、高齢化社会を迎えているわけですから、例えば病院、学校、そういったところの交差点でどうしても必要性があるということが一つあるのと、それから道路こう配が13パーセント以上とか、相当数そういうきつい場所が延々と続く長さがあるような道路の場所、そういうところとか一定の幅員が確保されているところで、いろんな条件を設定した中で、緊急やむをえない場合について新たに敷設をしていこうという、そういうスタンスを持ちながらやっていきたいなど。先ほどお話ししたように、やはり維持費が相当数ウエートを占めてきているということがございますので、先ほど来お話がありましたように、住民の要望等が相当数、箇所によっては出てくるわけですが、やはりその辺の地域の方々が利用する、本当の公益施設ですか、そういったものがどの程度張りついて、本当に緊急に必要なのかなというところを判断しながら、そういった場所についてのみ整備をしていきたいなど、こんなスタンスを持ちながら、私どもは、今進めてございまして、厳しい財政事情の中、今あるヒーティングの更新を遂行をしていかなければならないと、こんな状況にございますので、ご理解いただきたいと思えます。

武井委員

減債基金も636万円ぐらいしかないのですから、このことをお年寄りの方にお話ししたら、私の貯金より少ないと言われたのですけれども、非常に苦しいことはわかります。しかし、何とかそうは言いながらも、市民要望をこれまた全部ほごにするということでもいきません。今おっしゃいましたように、公共施設、学校、病院、こう配が13パーセント以上、幅員が確保されていること、こういうような基本的なことをお述べになりましたけれども、ぜひともその考え方をひとつ堅持をしながらやっていただきたいと思えます。

長橋1丁目の土地の活用方法について

次の問題で、私は委員長に協力したいと思えますが、長橋1丁目の2,661平方メートルの土地の活用方です。この前、パークゴルフの問題についてお話ししたら、教育委員会はあるその地形だとか、道路のつけ方だとか、いろいろ問題があってそこはできないと、非常に困難だというご答弁がありました。私は、それはそれで筋が一応通りますから、それ以上言いませんが、ただ、この昭和45年3月26日に長橋2丁目の篤志家から、これを市の方に寄付するから有効に使ってほしいと。そして、それは一応公園課で預かって、児童公園だとかゲートボール場に使ったりなんかして、地域住民の人に親しまれてきたと。ところが、少子高齢化のために子ども公園はもう活用されていない。公園課で行って、全部遊具を撤収したということも聞いています。土地は今もう草ぼうぼうで、恐らくあの世へ行った篤志家の方はたいへん涙を流しているのではないかなと私は思うのです。だから、何とかこの2,661平方メートルを、何かに整備をする必要がある、あんなに草ぼうぼうではなくて。今、バイクが2台捨てられておったり、ごみ捨場みたいになっています。こういうことでは、私は篤志家からいただいた土地を非常に粗末に扱って

いるような気がしてなりません。ですから、何とかこれをその志を生かして使うべきだと思いますが、これについての考え方をお示しく下さい。

（土木）公園課長

ご指摘の土地ですけれども、時代も進むとともに、その当時は付近の児童の方々だとか、そういう方々が使っていたのでしようけれども、そういう時代の変化の中でほとんど使われなくなったということで、実際こういう広場にしても、やはり近所の方々に何らかの形で利用されないと、維持管理そのものが広すぎて我々の目が届かないという、これも実態ですから、何らかの形で利用していただければ、そのとおり土地としての機能そのものがキープできるのかなというふうに考えております。それで、私どもの目の届かない土地というのは、まだ正式に調べたわけではないのですけれども、まだけっこうあるのかなと。それで、そういう形でご指摘のあった土地については、最低限度の維持管理といえますか、草を年に1回刈ってみたり、それから放置車両ですか、そういうようなものを片づけたり、そのような形で一応公園課が管理していると、そういう実態を最低限維持はしたいなと、そういうふうに考えております。

武井委員

地域の人は、きれいにさえしてくれれば何らかに使えるわけです。ところが、今のようにもうカラマツがあれだけでっかくなって、生えてぼうぼうになったり、物捨場になっておったりしたら、これはあんな、地域住民は行きませんよ。ですから、そういうふうに見えるような状況。そして今度は、地域住民にあとは維持管理を頼むとか。黙っていても地域住民が利用できるような、そういうものをやっぱりおぜん立てしてあげないと、あんな荒地にあんな方でやれなんて言ったって、これはできませんよ。ですから、それらのことを何とか生かしてやって、利用してほしいと。したがって、私は、パークゴルフ場にすれば、これは絶対だれも遊ばせておかないなと思ったのですけれども、それはだめだと言うから、そうすれば何かもう少し一歩踏み込んだ活用方をしてくださいと、こういうことで申し上げたのですから、よろしくひとつお願いします。よろしいですね。終わります。

委員長 それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブ。

森井委員

市民クラブの森井秀明です。よろしく願いいたします。

まずは、質問の前に一つだけ、今日は建設ということがかかわる方が多々いらっしゃると思いますので、明日の総括でもお話ししようと思ったことを、事前に少しお話させていただきたいなと思っております。

私自身、このたび議員として出馬をさせてもらったきっかけというのが、海岸線における問題点が多々あることから、何か訴えていきたいという思いの中で出馬をさせていただきました。現時点の海岸線というのはここ数年の間に状況がかなり変わって、海岸線における親水者というか、市民の方々の活用、利用度が高くなったりとか、又は浸食において変化が伴っていたりとか、そういうことがかなり起きてきています。また、その親水者の方々、いわゆる海で遊ばれる方が増えている状況から、先ほどマナーの悪い人だとかというようなお話もあったのですが、本当に一部のそういう方々がいらっしゃるがために、ごみが噴出していたりとか、また、その海岸線における管理が行き届かない部分も、今の長橋のそのエリアでも目が行き届かないというようなお話もあったのですが、海岸線はかなり広い範囲ですので、なかなかそういう部分が目に届かないのかなという部分もあって、バイクだけではなく車、家電、その他、そういうものに対しても、産業廃棄物というものが多く見られます。

海岸線というのは国が土地保有をしていて、管理は道だというようなお話を聞いておりますが、実際、その海岸線にかかわっていくのは市民だと思います。特に小樽の場合は、いわゆる昔から港湾又は第1次産業である漁業とか、海からの恩恵を深く得るエリアであると思いますし、国が所有をしているから、道が管理をしているから、だからではなくて、これからは市として海と触れ合っている大きな市の一つとして、これから逆にそういう部分をも

と管理できるような体制を、市から訴えていくべきではないかというふうに、自分自身これは個人的な見解ですが、思っております。

小樽市はやはり海、もちろん海だけではなくて、自然の恩恵を受けた観光都市として注目度もすごく高い中で、やはりそういうところも目に入れていき、今後そういうことを他市や道や国に少しずつその状況を訴えていく。それぞれ海岸といっても、その市、その町によって色も違いますし、特色も違いますし、状況も変わってきていると思いますので、今、特に小樽における海岸線という部分は、私個人の見解からすると、いろいろな可能性もある反面、問題が多々出てきていると思いますので、ぜひそちらの方に目を向けられるような状況を市としてつくっていったらと思っております。

自分自身4年間、これからこの部分に関しては常々訴えていくと、大きな視野だけではなく小さなことまで事細かく訴えていきたいなと思っておりますので、改めてよろしく願いいたします。

「街なか活性化計画」について

それでは、一つ目の質問に入らせていただきたいと思いますと思っております。

当選させていただいてから、「街なか活性化計画」というのを読ませていただいたのですが、ここにおける道路整備事業があると思いますが、今までの計画の進展状況は簡潔でよしいのですが、今後のこちらにおける主な事業着工予定又はどのような形で行っていくのかということを答弁いただきたいなと思います。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

まず、ただいまのご質問の中で、中央通の沿道区画整理型街路事業の進ちょく状況について説明いたします。この事業は事業主体が北海道です。事業の年度が一応平成7年度から平成15年度になっています。平成7年度から14年度までは、移転補償等を行っております。なおかつ、街路事業につきましては、平成13年度から平成15年度を予定しております。また、平成13年度におきましては、延長182メートル、市道本通線から東通線までを実施しております。平成14年度につきましては、延長148メートルほどを東通線から梁川通線まで施工済みです。平成15年度ですけれども、残りの区画整理区域外を含めまして、梁川通線から国道5号まで、今年度で整備をして完了する予定になっております。以上です。

(土木)建設課長

建設課の担当します街なか活性化計画、これは今7本ございまして、やっているところとまだやっていないところがあります。まず、本通線の整備事業ということで、メルヘン交差点から於古発川のところまで、これは平成11年度で完成しております。それと、本通線の交通安全、これはここによっておりますのは、於古発川通から中央通までということでございますけれども、於古発から浅草通、約85メートル、日銀からおりてきたところ、この辺あたりまでは平成12年度で完成しております。それと、浅草線の交通安全施設ということで、道道臨港線から市道の大通線、臨港線から今の北洋銀行の小樽支店のところまでです。これは平成12年度から13年度で完了しております。今、皆さんが通っております。それから上はこの予定にはのっておりませんが、この上、国道5号までは、今、平成15年度で完了する予定になっております。それと、於古発川通の交通安全ということで、市道の本通線、北側のメルヘン通りから旧手宮線まで、これが平成12年度で完成しております。それと、静屋通のコミュニティ道路ということで、これは長崎屋の通りから今の日銀の通りまで、国道と並行する通りですけれども、まだ未定でございます。それから、中央南線のコミュニティ道路ということで、国道5号から市道の大通線、長崎屋と河辺石油のガソリンスタンドから、吉田内科、古村製麺のあるところまで、これは170メートルありますけれども、昨年度70メートルが終わりまして、今、100メートルにこれからかかって、本年度で終わる予定でございます。

それと、梁川線のコミュニティ道路事業、これは中央通、若草パチンコから臨港線まで。これが未定になっております。この未定のところをいつやるのかというご質問でございますけれども、今の厳しい財政状況の折、やはり事業効果の絶えず上がるもの、市民に喜ばれるところ、こういうものを私どもの方ではどれがいいのかということ

で選定しまして、早目に行っていきたいと、このように考えております。

森井委員

今、答弁をいただきましたけれども、やはりこの計画においては、いろいろな計画上一つ一つこなしてきて、少しずつ進んできているとは思いますが、財政が厳しいのはよくわかるのですけれども、この計画がすべて達成されて、この街なか活性化計画という内容のものになってくると思うのですけれども、今の時点では、例えば稲北におけるコミュニティセンターの方の事業も行われ、都通り等、そちらの方の事業も行われました。しかし、やはりそういうものをこれからつなげていく線の事業になると思うのですが、こちらの方が進行できない状況になりますと、どうしても点でそれぞれの開発された部分が存在して、これからそれがつながるといって、よく回遊性という言葉がお話していると出てくるのですが、その回遊性になかなかつながらない部分があると思いますので、今もお話のありました静屋通線と梁川通線においては未定だというお話ですが、この事業の方を見ますと、来年度には着工をもともと予定しているような、10年間の計画の後期という形で書かれていますが、後期ということは残りの5年で着工するというようなことだと、自分自身では読んで理解をすることはできますけれども、これからその計画がまだ未定でどうなるかわからないではなく、来年度、再来年度にはもうこれが事業として発進できるというような体制を早いうちに組んでいただいて、特にこの周辺の町内の方々といろんなお話の中で、どうしていかなければいけないかということも含めまして、早い着工を要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ごみの減量化・資源化の実施主体について

こちらの方からもう一つ質問させていただきたいと思うのですが、その他の事業という中に、ごみの減量化・資源化という項目があるのですが、こちらに「事業所におけるごみの減量とリサイクルを進めるため、事業所が連携して古紙などの分別資源化などに取り組むとともに、分別ごみボックスやリサイクルポストの設置などにより、地域の環境美化を進める」というお話が書いてあります。実施主体が市と民間で、実施時期が前期、こちらがつくられたときからなのですが、平成11年度から実施されているというようなことが書かれていますが、その実施内容を教えてください。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

これにつきましては平成12年の7月からでございますけれども、事業者から出ました缶や瓶などにつきまして、産業廃棄物処理場で埋立てしていたものを、搬入規制をかけることで、リサイクルの方へ回すと。今年4月からにつきましては、プラスチックも含めていると環境部からお聞きしているところでございます。

森井委員

その減量化のお話はよくわかりましたけれども、こちらの分別ごみボックスやリサイクルポストの設置などについての状況はいかがですか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

こちらにつきましては、事業者が商店街ごと、例えばサンモールですか、丸井さんがあるところですが、あそこでもって分別ごみ等のボックスを置いたりしているところです。そのほかには、例えばコンビニなんかでも置いていらっしゃるような状態が見受けられます。

委員長

環境部が出ていない中で、少し答弁があったと思いますけれども、参考までに森井委員、8分になっていますので。

森井委員

街なか活性化計画の方にのっておりますので、今日こちらの方で質問をさせていただきました。もちろん環境部の範囲内になりますので、環境部の方で直接お話も聞かせていただこうかなとは思いますが、こちらの予定にのっている以上は、やはりそれが事業のうちの一つだと思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思いますとお

ります。

若年者向け共同住宅建設等の補助制度について

次の質問に入らせていただきます。先ほどの佐々木委員の質問とちょっと重なる部分もあるのですが、若年者向け共同住宅建設等の補助制度についてなのですが、現在のこの制度の活用状況を、平成14年度と15年度について教えていただきたいと思います。

(建都)建築指導課長

先ほどもお答えしましたのですが、平成14年度の家賃補助の関係でございます。これにつきましては、全部で29世帯が補助決定をございまして、市外から転入された方につきましては、52人ということになってございます。それから、15年度でございますけれども、これも今年度の4月3日から5月23日まで募集をしたわけでございます。区分といたしましては、市内が15、市外が15の合計30世帯の枠をもって募集させていただきました。結果につきましては、市内が13、市外から転入された方が15世帯ということで、合計28世帯。市外からの転入世帯の人数でございますけれども、36人ということになってございます。

森井委員

済みません。自分は共同住宅建設等補助制度についてのことをお伺いしたつもりだったのですが、もう一度お伺いします。若年者向け共同住宅建設等補助制度について現在の活用状況を教えてください。

(建都)建築指導課長

たいへん失礼しました。建設費補助の方で申し上げますと、平成14年度が残念ながらゼロで活用されていなかった状況でございまして、15年度につきましては、今年も4月から募集いたしまして、6月ごろに交付予定の決定が、1件の提出がありまして、戸数は6戸でございます。現在も随時振り替えた中で募集を進めているといった状況でございます。

森井委員

昨年度ゼロ件で今年度1件というお話なのですが、昨年度ゼロ件であった以降に、この制度に対しての何らかの工夫等というものはあったでしょうか。

(建都)建築指導課長

14年度から実施した制度でございまして、最初の年については相談の件数がけっこうあったにしましても、やはり土地の問題だとか収支等の問題がございまして、相談だけで実施には至らなかったと。私も15年度はどうしようかということで考えてはいたのですが、昨年来そういった相談者の中で、どうしても14年度中には計画というか、施工の方の完了が間に合わなかった中で、15年度に当初からやりたいということがありましたので、当面は15年度につきましても、今の現行制度の内容でいくよということでスタートしてございます。

森井委員

今のご答弁によって、今後件数だけを見てしまいますと、とても少なく感じる部分もあるのですが、これからこの制度が続いていけばと、とても強く自分自身思っておりますので、現在はまだ可能性があるとはいえ、やはり1件でしかない。エリアも中心街だけに限られている部分も、仕方ない部分もあるかと思いますが、小樽駅周辺だけではなく、例えば南小樽駅周辺とか、少しずつでもいいかと思うのですが、エリアも拡大していただきたいということも強く感じますし、また、こちらの方もホームページで見させていただいたりしたのですが、その補助は1戸に対して100万円というような形みたいなものですが、内容としてやはり付加価値的なもの、衛星中継とかパソコン、そういうものを取りつけられるような形のものを取り入れたりとかしているのですが、もっと大きな規模で、関東の方では中心街より一歩離れたエリアで若い人たちが住むようにということで、最近デザイナーズマンションが建ったりとかしております。その付加価値の中にそういうものを取り入れたりと、なかなか目につかないことを話題性も高める中で、そのようなものを取り入れていただけたらなと強く思いますので、特に小樽



と札幌を比べると、やはり小樽の方が地価が安く、そのような若者向けのマンション等を建てられる可能性というのはとても高く感じますので、ぜひさらなるご検討を願いたいと思います。

また、先ほどご説明いただいた若年者定住促進家賃補助制度の方も、もちろん小樽市内に住んでいる方々に定住していただくという目的もあると思うのですが、やはり小樽市外からの若い方々に小樽の方に移っていただきたいという思いがあると思うのですが、なかなかそれに対して広報が難しいという部分があると思います。特に若い方々が部屋を探す場合は、やはり不動産の方を通して入られる方が多いと思いますので、今後不動産等に当たっていただいて、不動産の方からそういう家賃制度があるというような方法も広めていただけたらなと思います。

ほかにもいくつかあるのですけれども、時間的にも厳しいみたいなので、明日の総括とかでも発言させていただきたいと思っておりますので、明日にしたいと思います。ありがとうございました。

建築都市部長

いろいろご提言、ご質問がございました。これにつきましては私どもの方の住宅建設、これは民間住宅のことを考えたときには、やはり札幌と比べて家賃が高いとか、なかなかいい施策がないとか、いろいろ住宅市場の状況が違ったということがございます。あわせて、小樽市の現状が、特に若い人方を中心に札幌に流出しているとか、そういう全庁的に人口対策ということの視点でいろいろ検討した経緯もございました。なかなか予算的にも潤沢でございませぬので、ターゲットを絞っていきたいということで、いろいろ考えて案は出たのですが、人口対策的な部分の視点を中心に、また一つには、現状の小樽をよく見てみますと、小規模のものではありますが、マンション、賃貸アパートというのが建てられてございます。ただ、それが中心部に限って言いますと、ほとんどないという現状がございました。特に、今、小樽駅を中心とした商業地域、これは小樽駅に近いという交通の便がよい場所でありながらも、ちょこちょこ土地があいている状態、駐車場に利用されている状況があります。私どもの対策といえますか、人口対策というようなことで、若年のファミリー層という部分にターゲットを絞るということと、少ない都市資源の中でより効果を上げるために、市内の土地の利用なり、市内業者の仕事というようなことも含めて、中心部の部分に限った土地の有効活用というようなことでエリアを限定したという経過がございました。

その点で、ある程度、昨年来いろいろ問い合わせ等があったのですけれども、ただそれぞれのいろんな事業の事情の中で、それが実現できなかったということがございます。だから、先ほど課長の方から申し上げましたように、1件継続でぜひやりたいということがありましたものですから、それですと、とりあえず同じ条件で取り進めさせていただきたいというふうに考えてございます。ただ、この家賃補助制度につきましても、建設費の補助制度につきましても、いろいろとやってみないとどのような対応状況になるかわからないという部分もございまして、そういう意味では試験的というような要素もございます。そういう意味では1年、2年目になってございませぬけれども、そのあたり、今年度の状況も踏まえながら検証するということが当然必要になってくると思います。その中で、より少ない事業費の中で、効果的なものはどういうふうなことがあるのか、これは全庁的な事業の見直しの中にもありますけれども、小樽の人口なりいろんな課題が多くございますので、そういうようなことを踏まえながら、改めていろいろ勉強していきたいと思っております。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会。

-----  
大橋委員

どうやら2年間、だいたい毎回最後というふうな立場にあります。建設常任委員会の関係というのは、私は過去に入ったことがなくて、それで今回希望して入りました。今の小樽の夢を語れない予算の現状、まさに建設関係は予算額が成果に直結するところでありませぬけれども、金がなくて何もできないという考え方でなくて、金がなくても市民の生活改善に努力していくのだという皆さんの意欲というのは感じております。今日は質問通告をしていま

せん。質問については常任委員会でやりたいと思いますから、終わります。

委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。